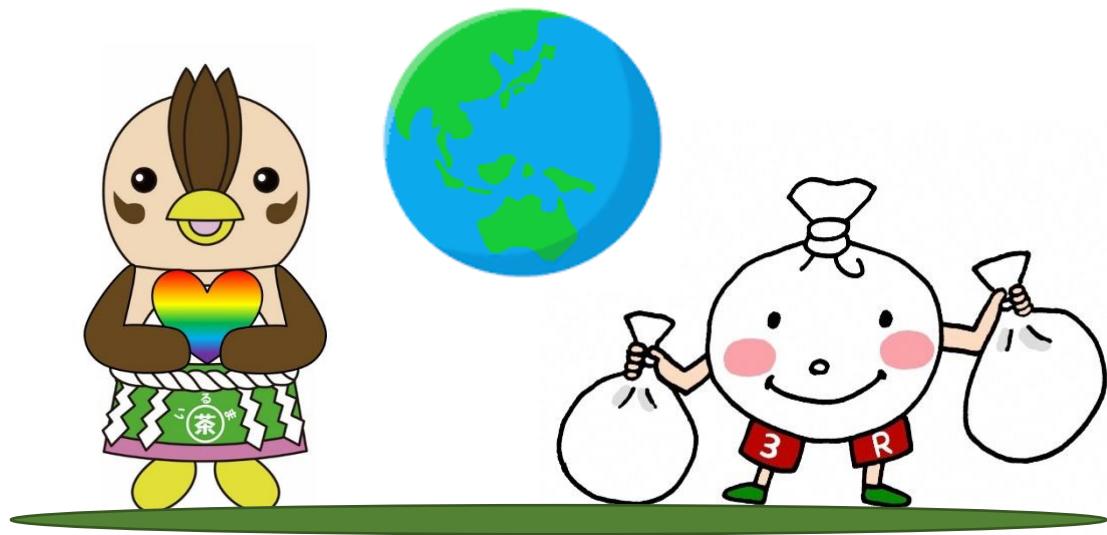


入間市一般廃棄物処理基本計画(素案)



令和3年3月
(令和8年3月改定)

入間市

目 次

第1章 計画の概要

第2章 ごみ処理の現状

第3章 中間評価と課題

第4章 基本計画

第5章 生活排水処理計画

第6章 計画の進行と推進体制

資料編

第1章 計画の概要

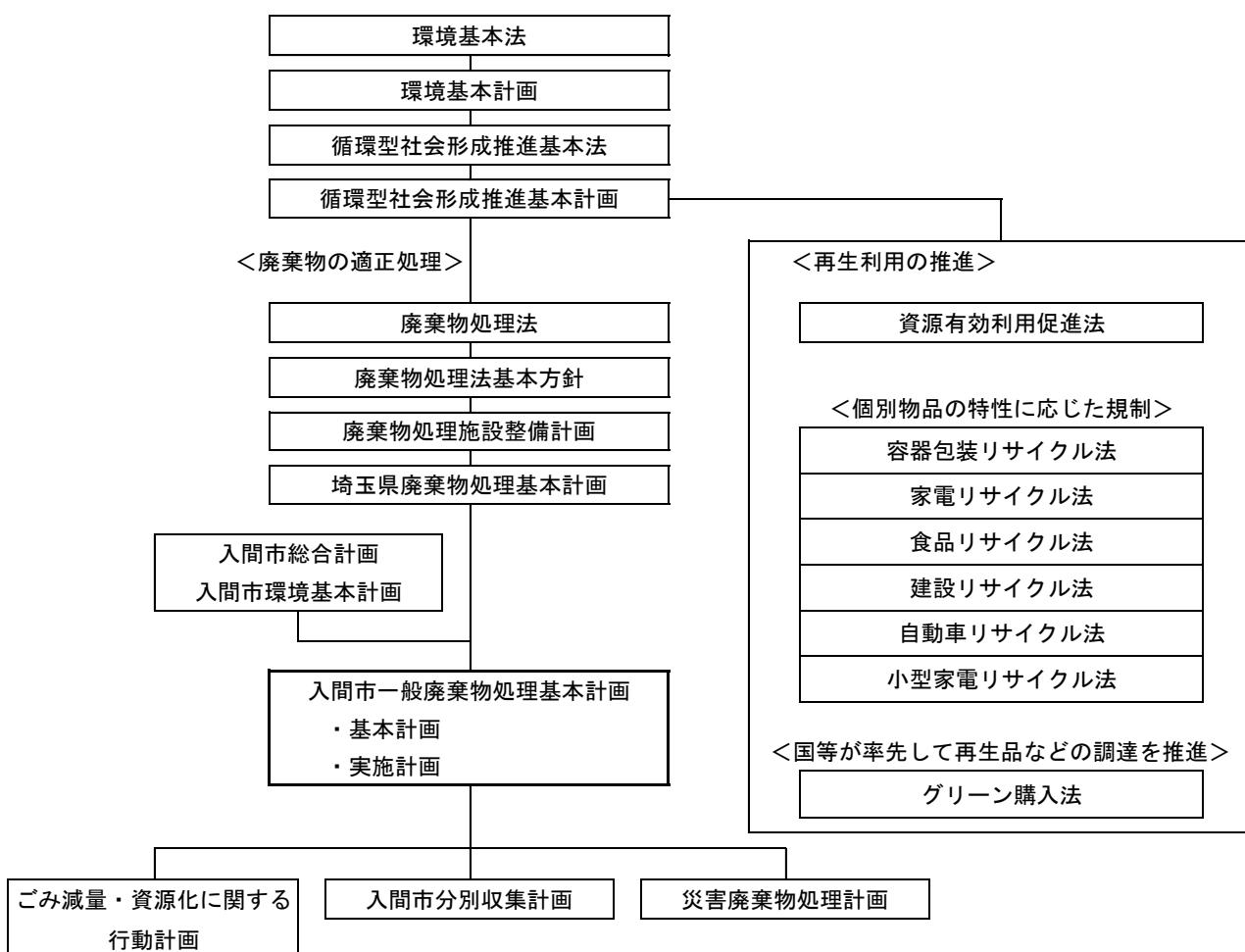
1. 計画の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物行政を取り巻く環境の変化や課題への対応を図るため、市民・事業者・行政の役割分担やごみの減量化に向けた目標等を明確にした上で、今後15年間で進めていくべき施策の方向性や具体的な取り組みについて定めるものです。

2. 計画の位置づけ

入間市一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」といいます。)は、国、県、本市が策定する各種基本計画、整備計画、実施計画の趣旨を踏まえるとともに、「入間市総合計画」や「入間市環境基本計画」との整合を図りながら、中・長期的かつ総合的視点に立って、計画的に一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理施策を推進するための基本的な方針を定めます。

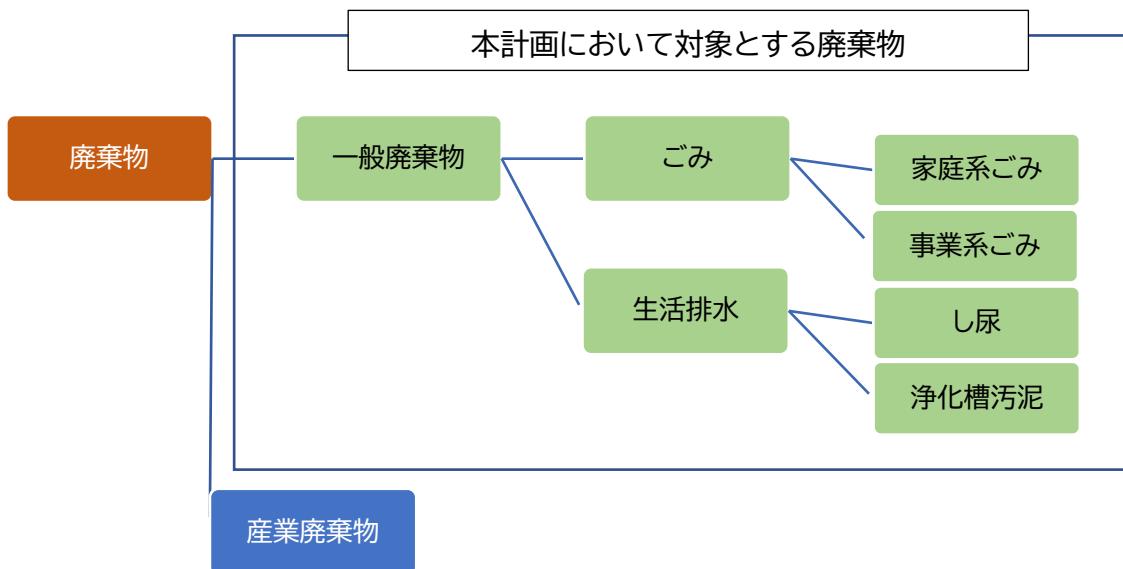
一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係



3. 計画の範囲

本計画の範囲は入間市全域とし、計画の対象廃棄物は、本市から発生するごみ（産業廃棄物を除く）及びし尿等生活排水とします。

対象となる廃棄物の範囲



4. 計画期間

本計画は、長期的な視点で取り組む必要があることから、令和3（2021）年度から令和 17（2035）年度の15年間を計画期間として定めています。

計画の目標年度である令和17（2035）年度に向け、中間的な目標として、短期目標と中間目標年を設定し、社会環境の変化を踏まえ概ね5年ごとに目標達成状況を確認するとともに、計画の見直しを行うこととしています。

年 度	令和3(2021)年度	令和7(2025)年度	令和 12(2030)年度	令和 17(2035)年度
計画期間				→
計画の見直し		★	★	

- ◆短期目標年：令和 7(2025)年度
- ◆中期目標年：令和 12(2030)年度
- ◆計画目標年：令和 17(2035)年度

5. 計画の数値目標

本計画では、取組を考慮した排出量予測及び国、県の取組目標を考慮して、ごみ排出量、資源化率、最終処分量の数値目標(令和17(2035)年度)を設定しています。

○ごみ排出量(資源ごみを除く)の目標値

区分	家庭系ごみ	事業系ごみ
現状(令和元年度) 2019 年度	544g/人/日 ※資源物量 114g/人/日	8,619t/年
計画目標	令和 12(2030)年度 455g/人/日 令和 17(2035)年度 440g/人/日	令和 12(2030)年度 7,409t/年 令和 17(2035)年度 6,746t/年

注)事業系資源ごみは市の処理施設へ搬入されない。

○資源化率の目標値

区分	現状	事業系ごみ
	令和元(2019)年度	令和 17(2035)年度
資源化率	23.7%	27.4%

○最終処分量の目標値

区分	現状	事業系ごみ
	令和元(2019)年度	令和 17(2035)年度
最終処分量 ※1	2,826t/年	2,205t/年以下

※1 最終処分両:資源化できず焼却処理した後に残る可燃物の配分、可燃物・不燃物の燃え残りの量であり、市及び埼玉県の最終処分場への埋立処分量です。

第2章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の経緯

本市における主なごみ処理の経緯を表にまとめています。

年 月	内 容
昭和 31 年 4 月	一部地域を対象にごみ収集を開始
昭和 35 年 4 月	扇町屋地区に固定式焼却炉(燃焼能力 4t/日)が稼働 その後、昭和 37 年、昭和 41 年に増設、焼却能力 11t/日となる
昭和 45 年 12 月	宮寺地区に機械式焼却炉(焼却能力 90t/日)が稼働
昭和 46 年 1 月	豊岡・藤沢・西部地区のごみ収集が週2回となる
昭和 53 年 4 月	分別収集区分を可燃、不燃、粗大、資源(ビン)の 4 分別とする
昭和 56 年 4 月	有害ごみの収集を開始
昭和 60 年 4 月	清掃事業所(宮寺)に流動床式焼却炉(焼却能力 120t/日)が稼働
昭和 62 年 7 月	粗大ごみの有料収集を開始
昭和 63 年 3 月	宮寺地区の機械式焼却炉を廃止
昭和 63 年 3 月	プラスチック・ビニール類の分別収集を開始
昭和 63 年 10 月	清掃事業所(宮寺)の焼却炉を改造、焼却能力 138t/日となる
平成元年 3 月	金子地区でプラスチック減容施設が運転開始 850kg/h
平成元年 6 月	市内全域で可燃ごみ収集が週 3 回となる
平成 3 年 6 月	資源ごみ(缶、古布、紙類)の分別収集を開始
平成 4 年 9 月	入間市一般廃棄物最終処分場の埋め立て開始
平成 8 年 4 月	総合クリーンセンター完成(焼却能力 150t/日、粗大ごみ処理能力 40t/日)
平成 9 年 10 月	透明・半透明収集袋を導入
平成 11 年 4 月	リサイクルプラザ供用開始 清掃事業所(宮寺)の焼却炉を休止
平成 13 年 1 月	ペットボトル分別収集を開始
平成 15 年 12 月	金子地区のプラスチック減容施設が運転停止
平成 16 年 1 月	プラスチック・ビニール類の資源化を開始
平成 19 年 4 月	雑がみ分別収集、資源化を開始
平成 21 年 9 月	事業系ごみ搬入規制を開始(分別の強化・徹底)
平成 22 年 4 月	事業系紙類(新聞、段ボール等)に搬入規制を開始
平成 23 年 4 月	事業系プラスチック・ビニール類、発泡スチロール類の搬入規制開始
平成 26 年 4 月	事業系家電リサイクルの開始 事業系ごみ処理手数料改定
平成 27 年 6 月	入間市ごみ分別アプリを配信開始
令和 5 年 4 月	プラスチック・ビニール類の一括回収並びに資源化、再商品化を開始

2. ごみ処理体制

本市における収集・運搬については、全て民間委託により行っています。

ごみの中間処理については、可燃・不燃・粗大ごみ、資源ごみのうち缶、BINは市が運営する総合クリーンセンターで運転委託により中間処理しています。

また、ペットボトル、古布・紙類、プラスチック・ビニール類、有害ごみは民間委託により処理しています。

最終処分については、可燃・不燃・粗大ごみは焼却、破碎、選別を行った後の物性により、その処分方法が分かれます。また、資源ごみについては、民間委託により資源化を行うほか、民間の資源再生業者への売却を行っています。

埋立処分は、本市の一般廃棄物最終処分場と埼玉県環境整備センターで処分しています。

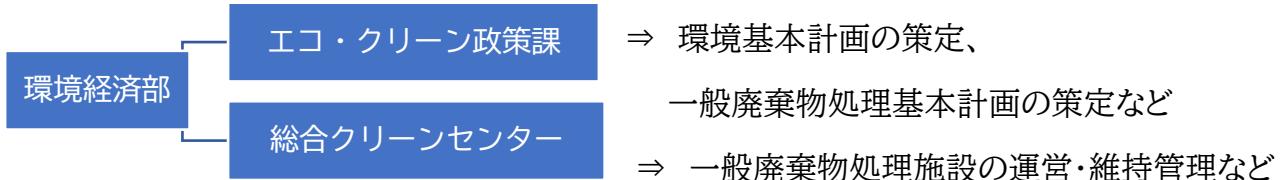
区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	委託	焼却 直営(運転委託)	焼却灰 民間委託(人口砂原料化)
			焼却灰 直営(埋立)
			焼却残渣 委託(埋立)
不燃ごみ	委託	破碎選別 直営(運転委託)	破碎後資源化 委託(資源化)
			破碎不適物 委託(資源化)
			破碎不適物 直営(埋立)
			処理困難物 委託(資源化)
粗大ごみ	委託	選別破碎 直営(運転委託)	破碎後資源化 委託(資源化)
			破碎不適物 直営(埋立)
			処理困難物 委託(資源化)
資源ごみ	缶	委託	選別圧縮 直営(運転委託)
	BIN	委託	選別 直営(運転委託)
	ペットボトル	委託	選別圧縮 民間委託
	古布・紙類	委託	選別 民間委託
	プラスチック・ ビニール類	委託	選別圧縮 委託
	有害ごみ	委託	選別 民間委託

※運転委託：ごみ処理において、ごみの受け入れ、機械作業及び日常点検を行う業務委託。

3. 本市のごみ関連組織

本市のごみ関連組織は以下のとおりです。環境経済部の下、エコ・クリーン政策課等と共に総合クリーンセンターがあり、ごみ処理及び処分、リサイクルプラザに関する仕事を担っています。

(1) 市の部課組織



(※詳細は資料編を参照)

(2) 審議会その他の組織

①エコ・クリーン政策課関連

○入間市環境審議会

環境の保全に関する基本的事項について調査・審議する。

○入間市環境まちづくり会議

ごみなどの環境に関する勉強会や見学会、講演会等へ参加し、ごみに関する会合を定期的に行い、ごみ減量や環境についての活動をしている。

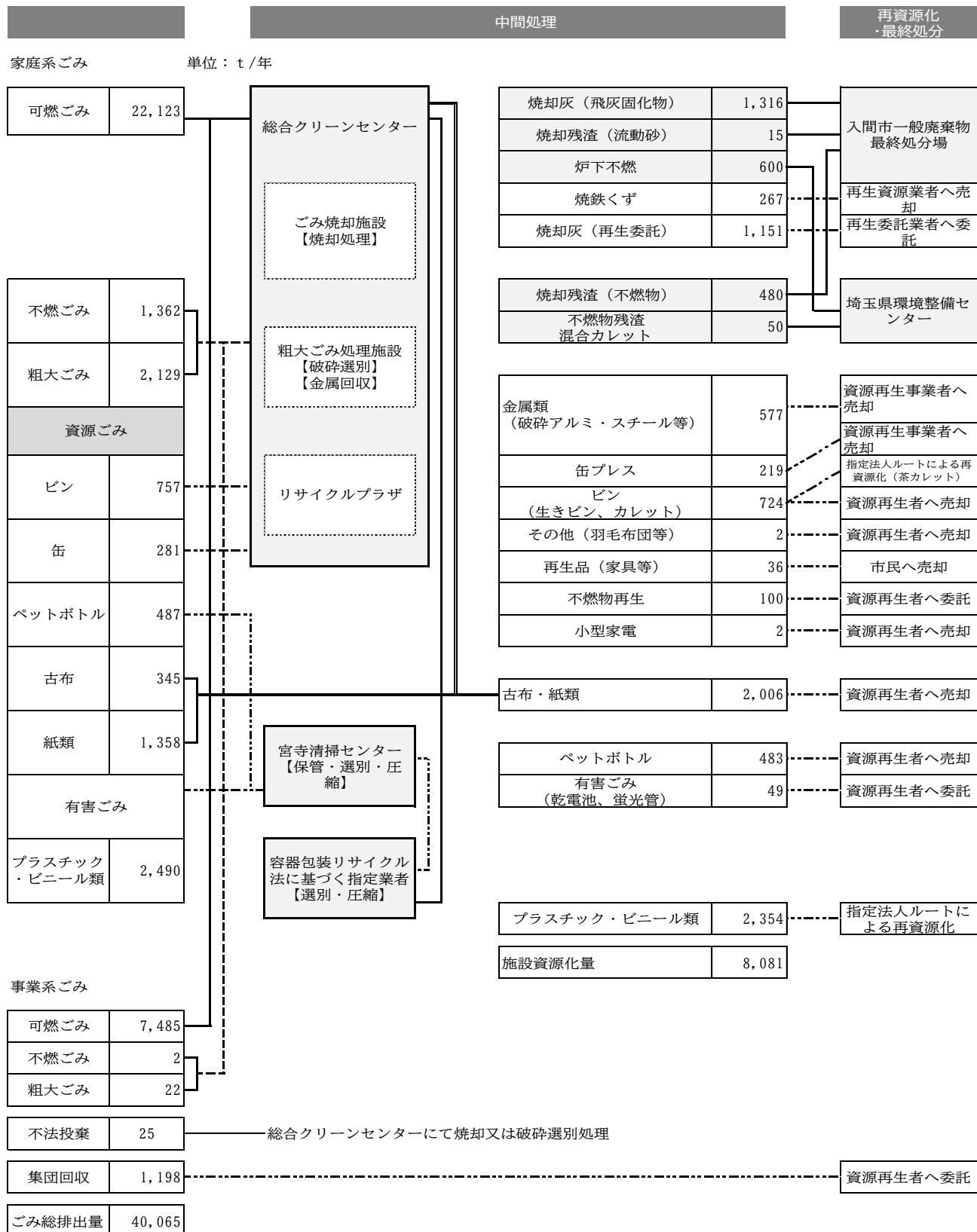
②総合クリーンセンター関連

○リサイクル研究室

リサイクルプラザの事業協力スタッフとして、ごみ問題の研究、各種教室の企画、立案、運営及びリサイクル品の製作を行う。

4. ごみ処理フロー

令和6年度における本市のごみ処理のフロー(ごみ収集量、中間処理、再資源化・最終処分量の流れ)は、下図のとおりです。



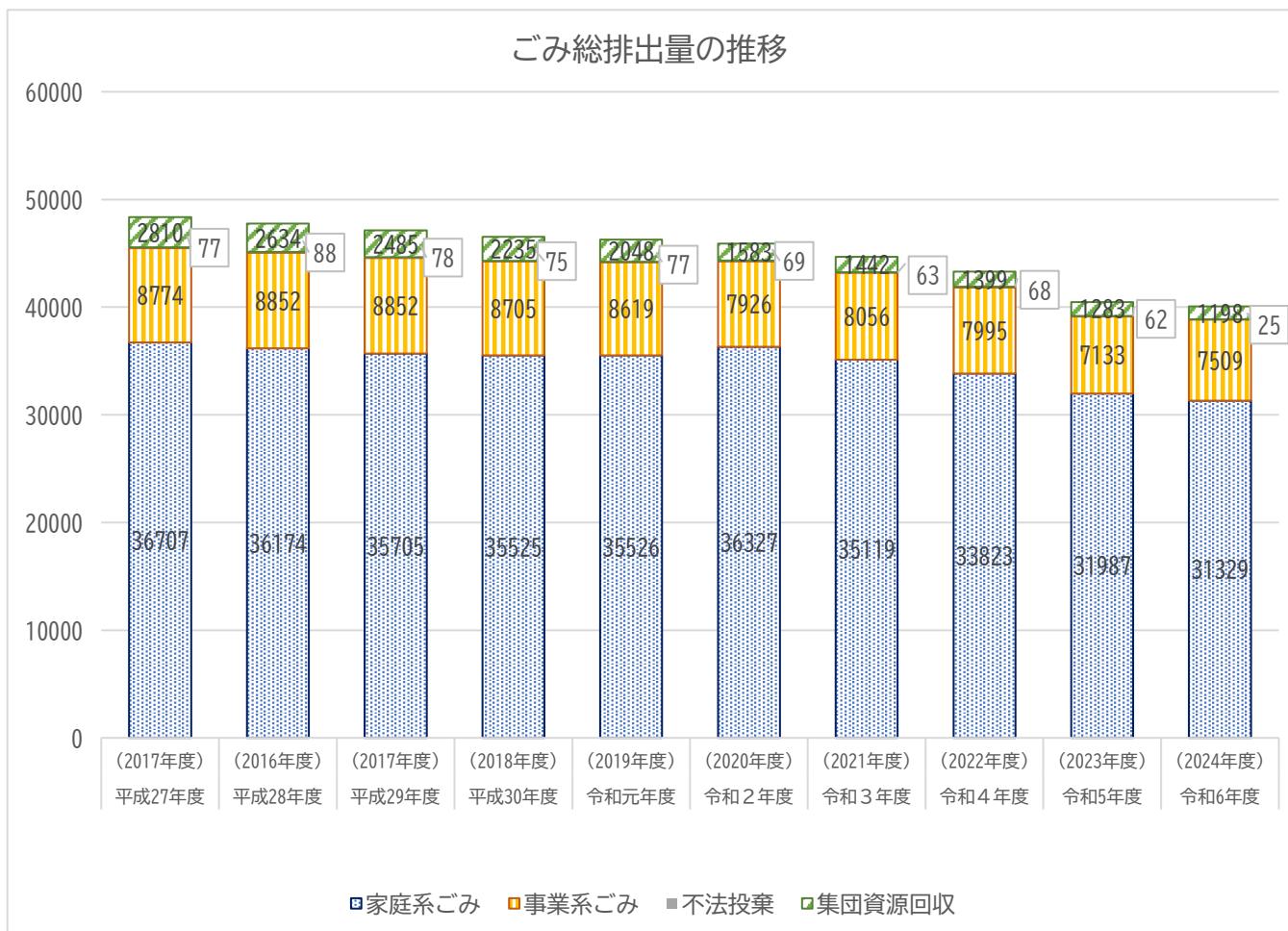
4. ごみ処理の実績

4-1 ごみ総排出量の推移

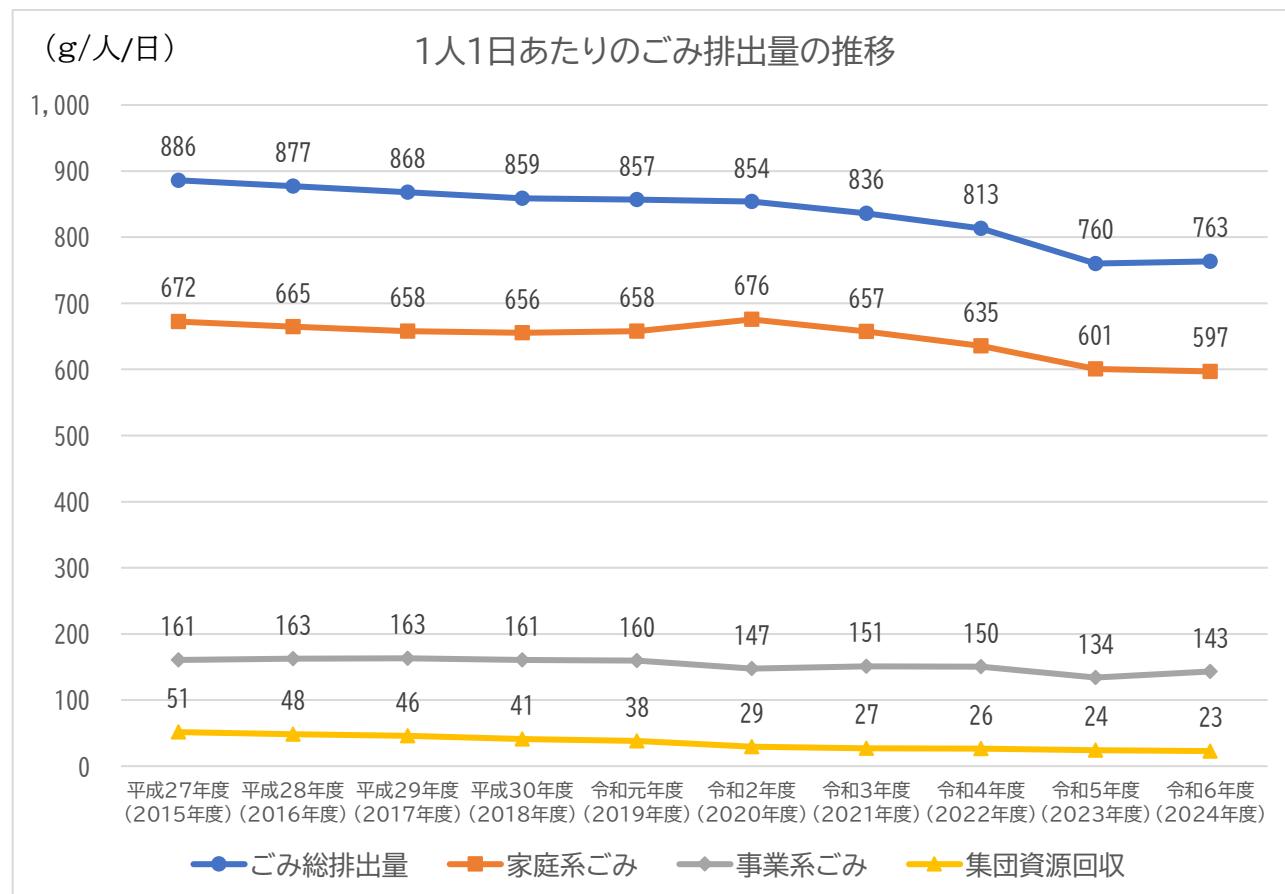
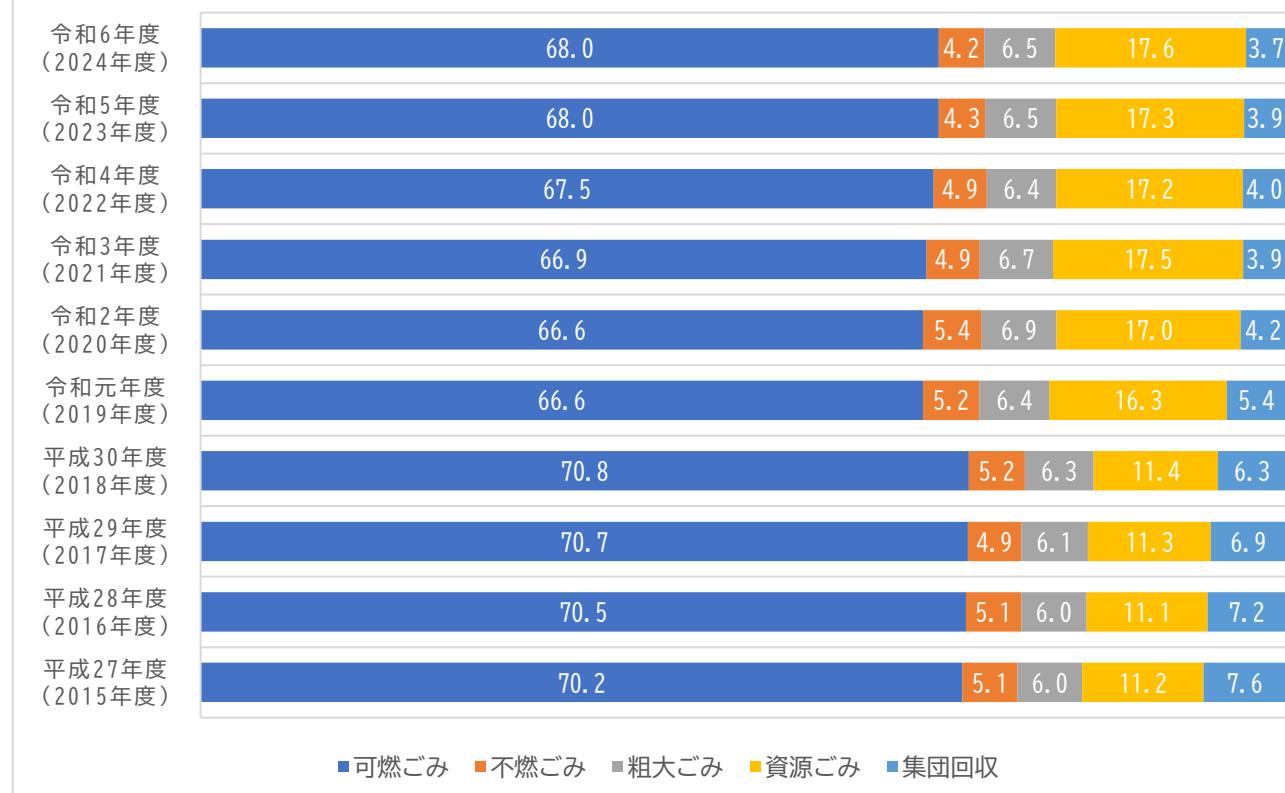
ごみ総排出量は、平成28年度からの10年間で7,687t(16%)減少しています。

また、ごみ総排出量のうち家庭系ごみは、36,174tから31,329tへ減少しています。

区分	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
人口	人	149,556	149,140	148,708	148,452	147,986	147,312	146,419	145,830	145,830	142,880
ごみ総排出量※	t/年	48,368	47,748	47,120	46,540	46,270	45,905	44,680	43,285	40,465	40,061
家庭系ごみ	t/年	36,707	36,174	35,705	35,525	35,526	36,327	35,119	33,823	31,987	31,329
事業系ごみ	t/年	8,774	8,852	8,852	8,705	8,619	7,926	8,056	7,995	7,133	7,509
不法投棄	t/年	77	88	78	75	77	69	63	68	62	25
集団資源回収	t/年	2,810	2,634	2,485	2,235	2,048	1,583	1,442	1,399	1,283	1,198
ごみ総排出量(1人当たり)	g/人/日	886	877	868	859	857	854	836	813	760	768
家庭系ごみ(1人当たり)	g/人/日	672	665	658	656	658	676	657	635	601	601
集団資源回収(1人当たり)	g/人/日	51	48	45	41	37	29	27	26	24	23



家庭系ごみ（集団資源回収含む）の排出割量（%）



4-2 処理・処分の実績

平成 27(2015)年度から令和 6(2019)年度までの 10 年間を比較すると、資源化量は 2,834t(23.4%)減少しています。このうち、集団資源回収量は 1,612t(27.4%)減少、施設資源化量は 1,222t(13.1%)減少しています。

施設資源化量が減少した理由は、民間事業者のリサイクルが進んでいるため、古布・紙類の回収量が年々減少していることが大きな要因と考えられます。民間事業者により資源物回収は、具体的には、次のようなことが実施されています。

○スーパー・マーケットやコンビニエンスストア等による店頭回収

○新聞販売店による新聞回収

○古紙回収業者による古紙回収

○ベンダー回収による空き缶等の回収

上記のような民間事業者による資源物回収の実態も踏まえて、市域全体での資源化率の状況を推定し、今後の資源化率の目標設定の考え方を整理していくことも必要と考えています。

最終処分量は、全体的には減少傾向にありますが、年によって増減があります。理由としては、焼却灰の資源化量の増減によるものです。

処理・処分の実績

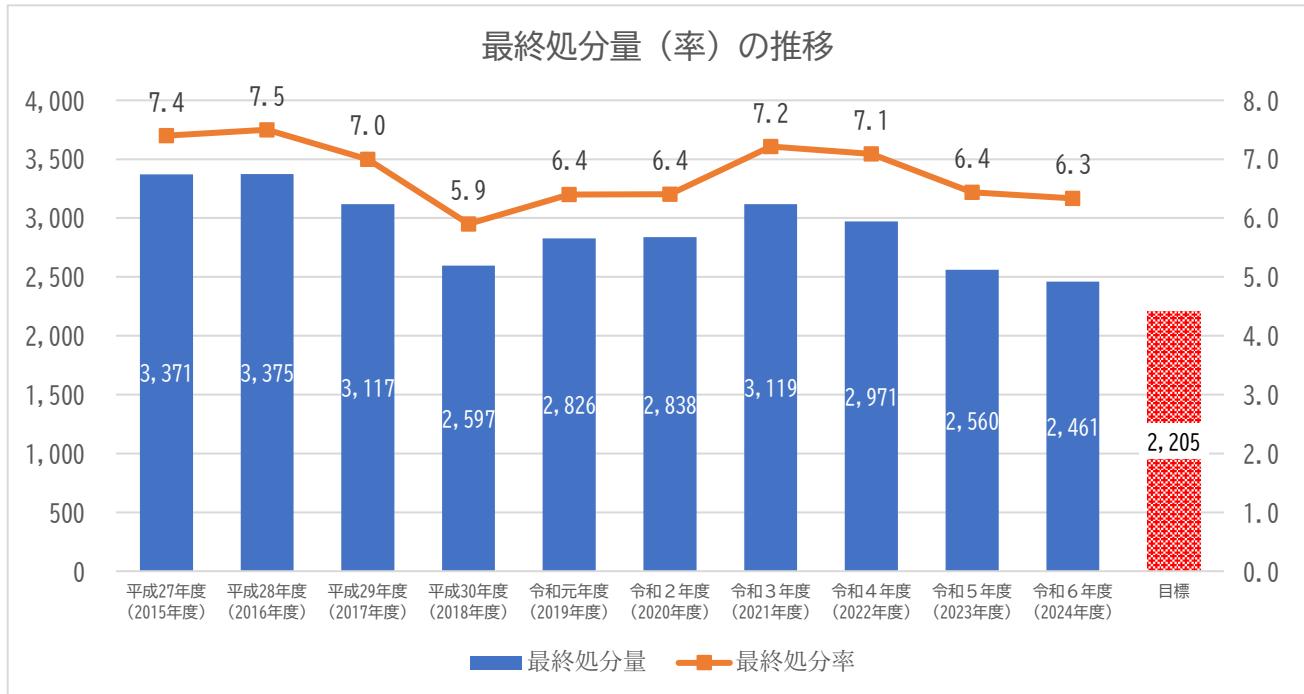
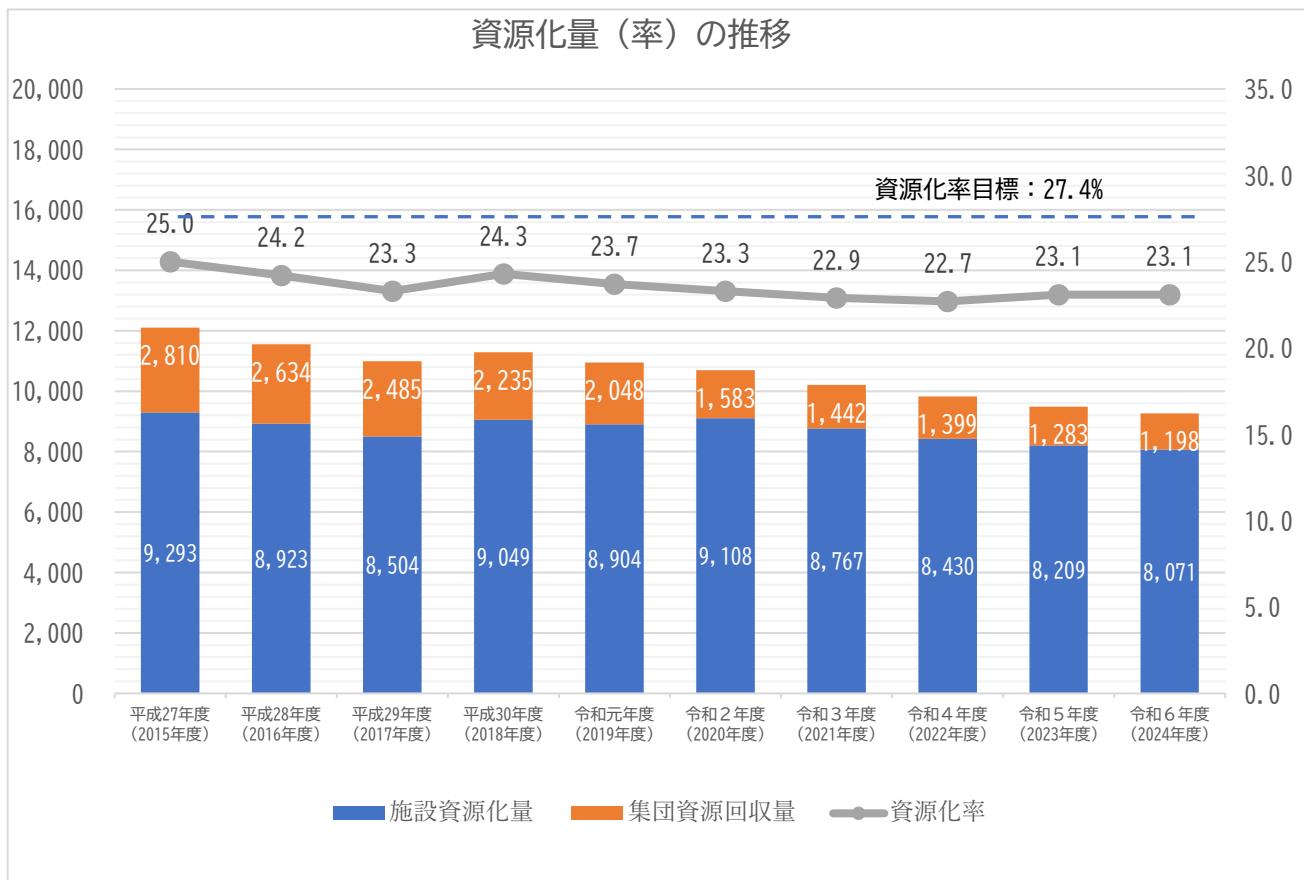
区分	単位	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
ごみ排出量	t/年	45,558	45,114	44,634	44,305	44,222	44,321	43,237	41,886	39,783	38,866
ごみ総排出量	t/年	48,368	47,748	47,120	46,540	46,270	45,904	44,679	43,285	41,066	40,064
資源化量	t/年	12,103	11,557	10,989	11,284	10,952	10,691	10,209	9,829	9,487	9,269
集団資源回収量	t/年	2,810	2,634	2,485	2,235	2,048	1,583	1,442	1,399	1,283	1,198
施設資源化量	t/年	9,293	8,923	8,504	9,049	8,904	9,108	8,767	8,430	8,209	8,071
資源化率	%	25.0	24.2	23.3	24.3	23.7	23.3	22.9	22.7	23.1	23.1
最終処分量	t/年	3,371	3,375	3,117	2,597	2,826	2,838	3,119	2,971	2,560	2,461
最終処分率	%	7.4	7.5	7.0	5.9	6.4	6.4	7.2	7.1	6.4	6.3

※1 ごみ排出量 家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみの合計です

※2 ごみ総排出量 家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみ・集団資源回収量の合計です

※3 資源化率 資源化量をごみ総排出量で割った数値です

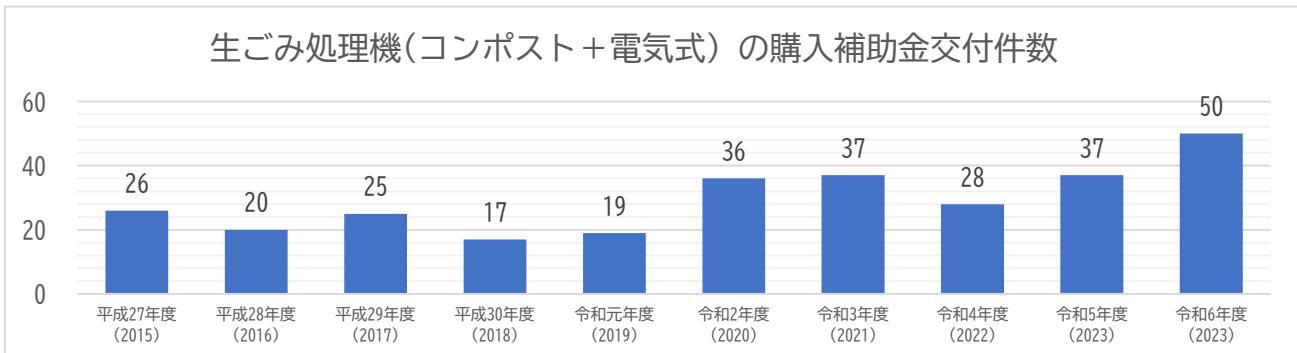
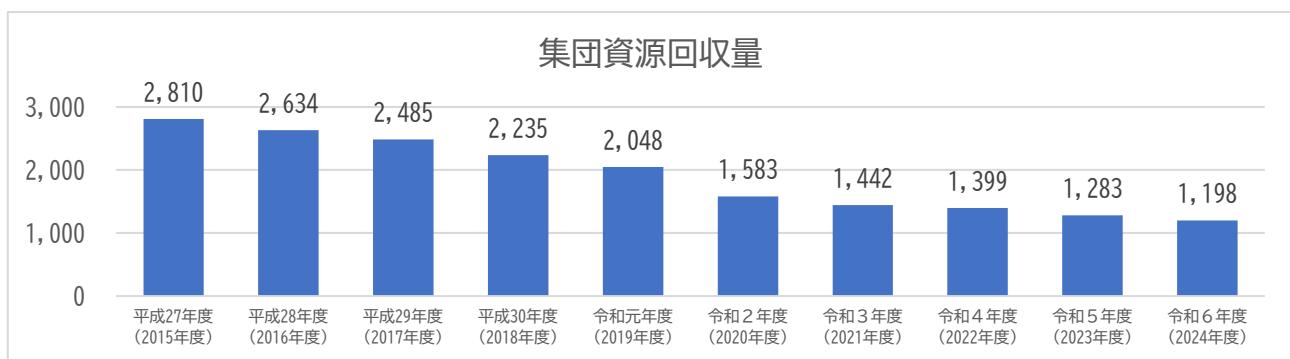
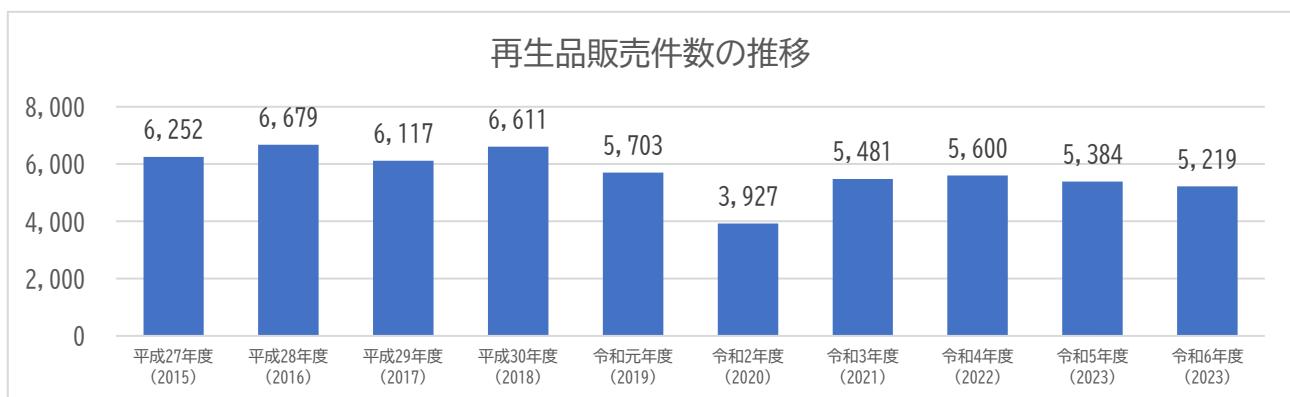
※4 最終処分率 最終処分量をごみ排出量で割った数値です



4-3 ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業

本市では、1人1日あたりのごみの排出量を削減するため「ごみ減量・資源化に関する行動計画」を策定し、減量指標として「目標そぞう!!ひとり1日100gのごみ減量」を進めています。その達成に向けて市民、事業者、行政が一体となって、ごみ減量・資源化を推進するため、リサイクルプラザを中心に次のような活動を行っています。

- ・不要となった家具や衣類等を再生して販売する。
- ・資源物を回収する団体に対し補助金を交付する
- ・生ごみの減量と堆肥化を推進するため、生ごみ処理機購入者に補助金を交付する。
- ・「リサイクルの日」等各種事業を実施する。



ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業

区分		単位	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
再生品販売	件数	件	6,252	6,679	6,117	6,611	5,703	3,927	5,481	5,600	5,384	5,219
	金額	千円	3,597	3,784	3,386	3,684	2,951	2,190	2,853	3,332	3,879	4,074
物品譲渡	件数	件	32	24	26	17	20	34	18	28	29	28
	重量	kg	531	1,000	569	417	388	565	221	434	307	294
資源再生利用	集団資源回収量	t	2,810	2,634	2,485	2,235	2,048	1,583	1,442	1,399	1,283	1,198
	奨励補助金	千円	11,248	10,544	9,948	8,944	8,192	6,333	3,769	5,598	5,133	4,794
生ごみ処理機器	コンポスト	交付件数	基	20	16	17	6	9	20	21	17	16
		補助金額	千円	73	57	62	24	36	69	73	67	61
	電気式	交付件数	基	6	4	8	11	10	16	16	11	21
		補助金額	千円	111	65	148	213	147	169	164	171	348
リサイクルプラザ視察及び研修来館者		人	1,693	1,691	1,623	1,642	1,521	9,123	14,358	14,634	15,367	15,487
体験教室	開催数	教室	23	14	8	18	27	2	18	16	9	7
	参加人数	人	216	152	137	163	282	21	120	72	59	81
売ります 買います	新規登録件数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	売買成立件数	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おもちゃ病院	利用件数	件	267	296	350	335	487	268	374	434	456	402
よろず修理	利用件数	件	61	88	106	103	102	24	91	134	113	115
マイバッグ制作	開催回数	回	10	10	10	10	10	2	6	10	9	10
	参加人数	人	67	77	86	72	82	4	27	53	59	83
布ぞうり作り	開催回数	回	10	10	10	10	10	2	6	10	9	10
	参加人数	人	81	67	69	71	79	21	28	45	39	63
廃油の利用 (学校給食センターなどから)	廃油使用料	ℓ	254	270	198	161	234	74	132	120	96	84
	粉せつけん	kg	35	35	35	35	35	35	-	-	-	-
	固形せつけん	個	1,950	2,060	1,500	1,200	1,800	450	1,100	1,000	800	700

5. 収集・運搬の現状

本市の分別収集の現状及び排出禁止物(市が収集できないごみ)を以下に示します。

分別収集の現状

区分	具体例	収集頻度	収集場所	排出方法
可燃ごみ	生ごみ、木の枝・葉、貝殻、おむつ、靴、かばん、ビデオテープ、ボールなど	週3回	集積所	無色透明又は白色半透明の袋
不燃ごみ	金属類(なべ・フライパン・アルミホイル等)、せともの、ガラス製品、小型家電など	週1回	集積所	無色透明の袋
資源ごみ	プラスチック・ビニール類	週1回	集積所	無色透明の袋
	古布	月2回	集積所	無色透明の袋
	紙類	月2回	集積所	種類ごとにひもでしばるなど
	ビン	月2回	集積所	無色透明の袋
	缶	月2回	集積所	無色透明の袋
	ペットボトル	月2回	集積所	無色透明の袋
	有害ごみ	月2回	集積所	無色透明の袋
粗大ごみ	タンス、自転車、カーペット、布団など	随時 (申込制)	戸別収集	—

排出禁止物（市では収集できないごみ）

有毒性物質を含むもの	農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性もしくは強アルカリ性の物質など
危険性のあるもの	揮発性(ガソリン・ベンジン・シンナー等)、廃油類、灯油、ガスボンベ、火薬類、消火器、バッテリーなど
著しく悪臭を発するもの	汚物、汚泥
容積、重量及び長さが著しく大きいもの	ピアノ、自動車部品(タイヤ・バンパー・マフラー等)、耐火金庫、浴槽、浄化槽など
家電リサイクル法、資源有効活用促進法の対象となっているもの	エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン
その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められるもの	ペンキ等の塗料、家庭菜園等で使用した土、石、砂、畳など
産業廃棄物	

6. 中間処理の現状

本市の中間処理施設としては、総合クリーンセンター(焼却施設・破碎処理施設)、リサイクルプラザ(リユースやリサイクルに資する研究・体験学習施設)、資源化施設(資源物の選別・保管施設)があります。

6-1 中間処理の現状

本市の中間処理施設の概要を示します。

総合クリーンセンターの概要

施設名称	入間市総合クリーンセンター	
所在地	入間市大字新久 127 番地1	
稼働年月	平成8年(1996年)4月	
焼却処理施設	処理対象	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
	焼却方式	流動床式准連続焼却炉
	処理能力	150t/16h(50t/16h×3)
	余熱利用※	温水利用
破碎処理施設	処理対象	不燃性粗大ごみ、不燃ごみ、缶、ビン
	処理方式	破碎・選別・圧縮・保管
	破碎処理能力	40t/5h
	缶選別処理能力	5t/5h
	ビン選別処理能力	12t/5h

※詳細は「2余熱利用」の項を参照

リサイクルプラザの概要

施設名称	入間市リサイクルプラザ
所在地	入間市大字新久 127 番地1
稼働年月	平成11(1999)年4月
施設概要	リサイクル展示ホール、再生工房室、リサイクル研究室、交換バザーPRコーナー、図書情報室、体験学習室、研修室、温室

宮寺清掃センター

施設名称	宮寺清掃センター
所在地	入間市宮寺2656番地
稼働年月	昭和60(1985)年4月
休止年月及び 施設の有効利用	平成11年(1999)年4月に焼却施設及び破碎施設の運転を休止 休止後は、次に示す資源物の選別・保管等を行い、廃棄物中間処理のプロセスで大切な役割を担っています。
処理対象	古布、ペットボトル、不燃物、焼却残渣、廃乾電池・廃蛍光管、カレット

総合クリーンセンター



リサイクルプラザ



6-2 ダイオキシン類の測定結果

焼却施設では、ダイオキシン類の濃度測定を行っています。

すべての調査において、排出、処理基準を満たしています。

なお、灰中のダイオキシン類の濃度測定については、平成 27(2015)年度から、最終処分場への埋め立て時の状態である灰(固化灰)中の濃度を測定しています。

焼却施設のダイオキシン類濃度測定結果

測定時期	1号炉	2号炉	3号炉	1~3号炉の混合灰
	排ガス中濃度			灰(固化灰)中濃度
	単位:ng-TEQ/m ³ N			単位:ng-TEQ/m ³ N
令和2年7月	0.56	0.40	0.59	0.83
令和3年8月	0.38	0.33	0.48	1.0
令和4年9月	0.34	0.92	0.69	1.5
令和5年7月	0.55	0.97	0.52	1.1
令和6年8月	0.32	0.61	0.45	0.78
基準値	5.00(排出基準) ^{※1}			3.00(処理基準) ^{※2} 【参考値】

※1 上記排出基準は平成 14(2002)年 12 月 1 日から適用

※2 上記処理基準「3.00」は、排出されるばいじん(飛灰)を埋め立てる場合に使用する基準値(「ばいじん及び焼却灰等の処分を行う際の基準値」)ですが、ダイオキシン類対策特別措置法施行の際(平成 12(2000)年1月15日)に、既に設置されていた特定施設である廃棄物焼却炉から排出される灰を薬剤処理により処分する限りこの基準は適用されません。

※ ng(ナノグラム)…重さを表す単位。1ngは 10 億分の1グラム。

※ m³N(ナノマイル立法メートル)…気圧を標準状態(0度、1気圧)に換算した時の体積を表す単位。

※ TEQ…ダイオキシン類の濃度(毒性の強さ)を表示する際に用いられる単位。

7. 最終処分の現状

施設名称	入間市一般廃棄物最終処分場
所在地	入間市大字木蓮寺 94 番地 1
埋立開始	平成 4(1992)年 9 月
埋立計画期間	平成 4(1992)年度～令和 10(2028)年度(予定)
計画埋立容量	121,673 m ³
残余容量	22,561.50 m ³ (令和 7(2025)年 3 月現在)

最終処分場



8. ごみ処理経費

ごみ処理経費は、令和6(2024)年度は約 18.2 億円で、平成27(2015)年度から 0.3 億円増加しています。これは、施設の稼働期間が28年となり、修繕などの工事が増加傾向にあることが主な理由です。

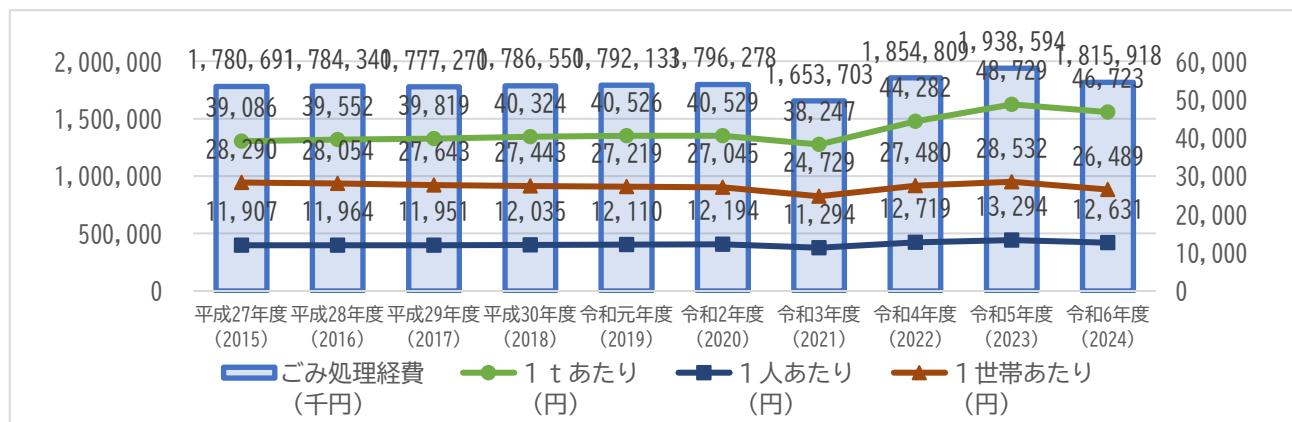
令和 6(2024)年度は 1tあたりに換算すると 46,723 円、1人あたりでは 12,709 円、1世帯あたりでは 26,489 円となっています。

ごみ処理経費

区分	ごみ排出量 (t)	ごみ処理経費 (千円)	1tあたり (円)	1人あたり (円)	1世帯あたり (円)
平成 27 年度 (2015)	45,558	1,780,691	39,086	11,907	28,290
平成 28 年度 (2016)	45,114	1,784,340	39,552	11,964	28,054
平成 29 年度 (2017)	44,634	1,777,270	39,819	11,951	27,643
平成 30 年度 (2018)	44,305	1,786,550	40,324	12,035	27,443
令和元年度 (2019)	44,222	1,792,133	40,526	12,110	27,219
令和 2 年度 (2020)	44,321	1,796,278	40,529	12,194	27,045
令和 3 年度 (2021)	43,237	1,653,703	38,247	11,294	24,729
令和 4 年度 (2022)	41,886	1,854,809	44,282	12,719	27,480
令和 5 年度 (2023)	39,783	1,938,594	48,729	13,294	28,532
令和 6 年度 (2024)	38,866	1,815,918	46,723	12,631	26,489

※ごみ処理経費の下段()については、ごみ処理経費のうち定期修繕費の額

ごみ処理経費の推移



第3章 中間評価と課題

1. 中間時における目標の達成状況

本計画では、ごみ排出量、資源化率、最終処分量について目標値を設定しています。

目標に対する令和6年度時点での達成状況を示します。

(1) ごみ排出量

ごみ排出量については、家庭系ごみ及び事業系ごみ(令和6年度実績)において、令和7年度目標を達成しています。

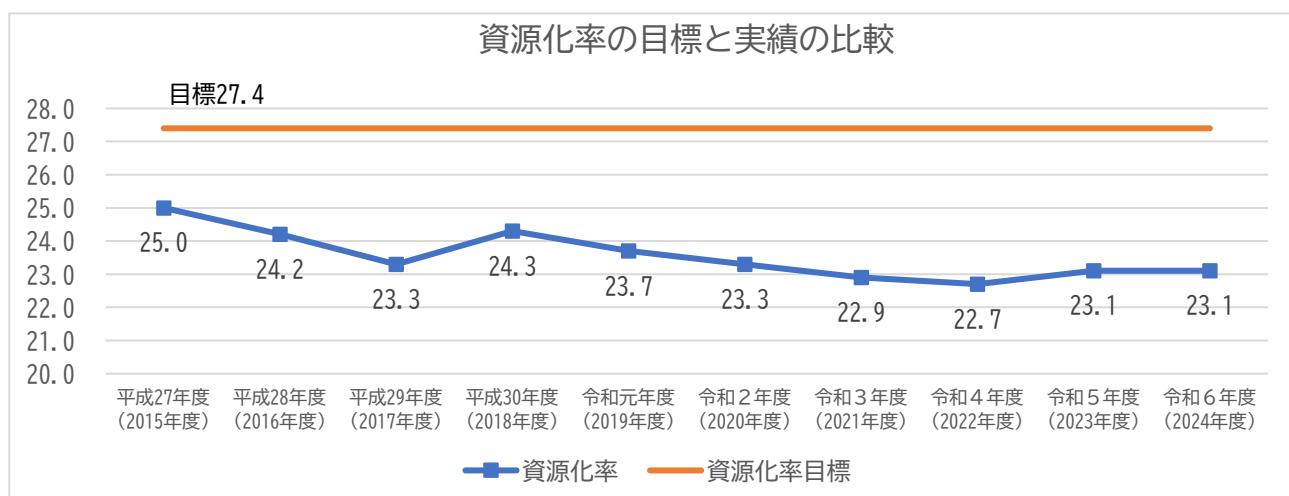
区分	家庭系ごみ (g/人/日)		
	計画策定時	目標	現状
目標・現状	令和元（2019）年度 544	令和7（2025）年度 495 令和12（2030）年度 455 令和17（2035）年度 440	令和6（2024）年度 <u>491</u>

区分	事業系ごみ (t/件)		
	計画策定時	目標	現状
目標・現状	令和元（2019）年度 8,619	令和7（2025）年度 8,033 令和12（2030）年度 7,409 令和17（2035）年度 6,746	令和6（2024）年度 <u>7,509</u>

(2) 資源化率

資源化率については、計画策定時と数値の変化がなく、目標達成に向けて有効な施策を検討する必要があります。

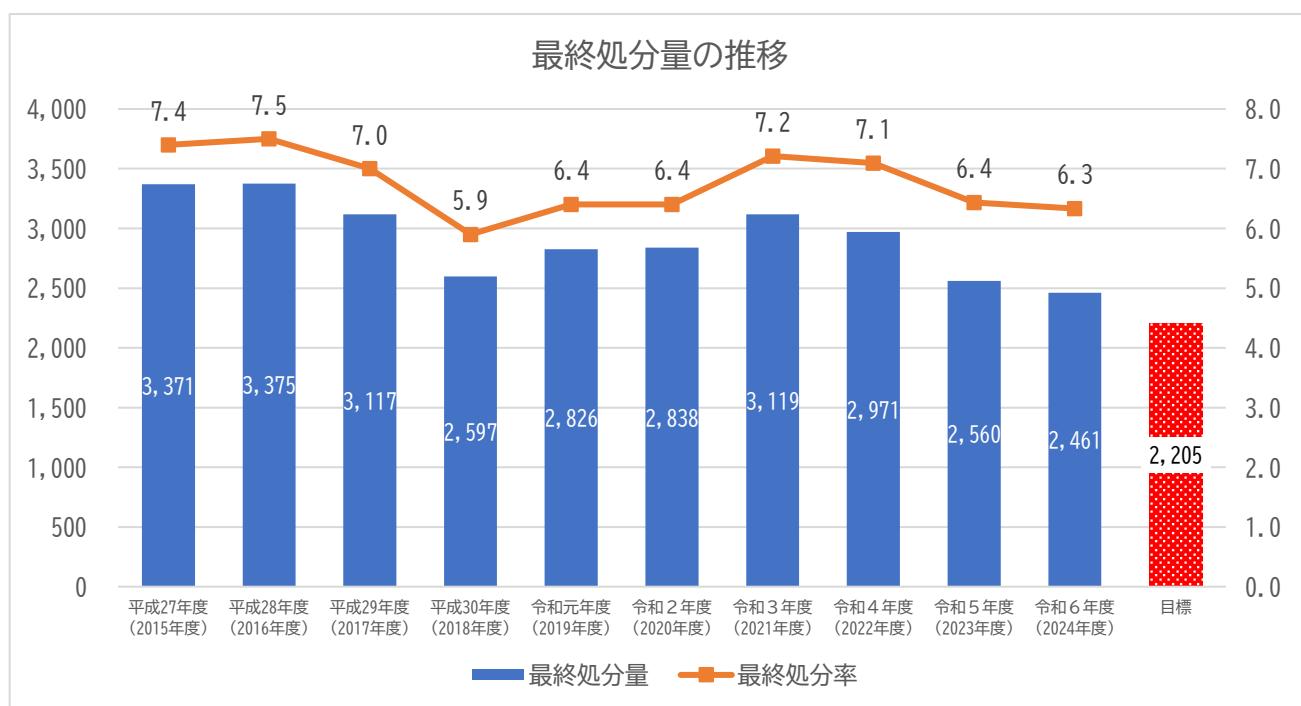
区分	資源化率 (%)		
	計画策定時	目標	現状
目標・現状	令和元（2019）年度 23.7	令和7（2025）年度 設定なし 令和17（2035）年度 27.4	令和6（2024）年度 <u>23.1</u>



(3) 最終処分量

最終処分量については、目標達成に向けて削減が図られています。

区分	最終処分量 (t/年)		
	計画策定時	目標	現状
目標・現状	令和元（2019）年度 2,826	令和7（2025）年度 設定なし 令和17（2035）年度 2,205 以下	令和6（2024）年度 2,461



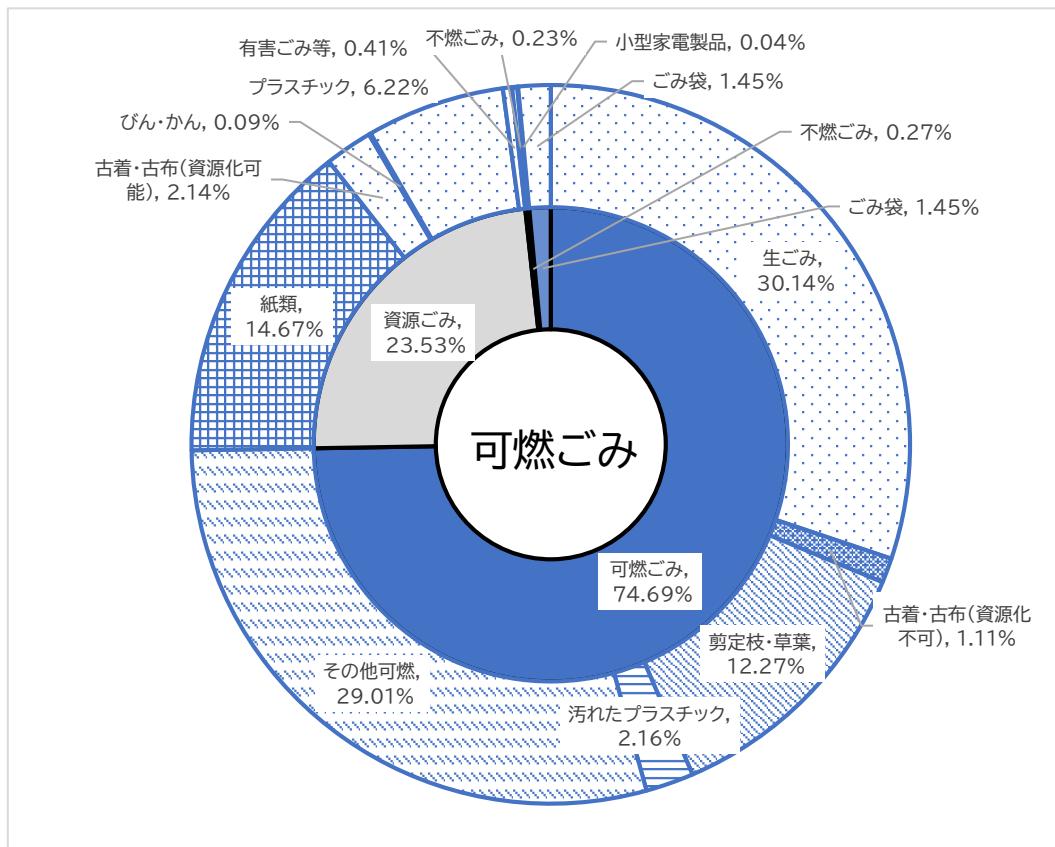
2. ごみ組成調査の結果

ごみの分別状況を把握し、課題を抽出するとともに有効な施策を検討するため、令和6年度にごみ組成調査を実施しましたので、結果を示します。

ごみ組成調査では、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック・ビニール類を対象とし、それぞれのごみに含まれる組成(ごみの種類)を抜き打ちによる方法で把握しました。

(1) 可燃ごみ

可燃ごみについては、74.7%が適正に分別されていました。一方、23.6%のごみが資源にならうものの、可燃ごみとして分別されていました。内訳としては、紙類14.7%、プラスチックが6.2%、古着・古布が2.1%となっています。

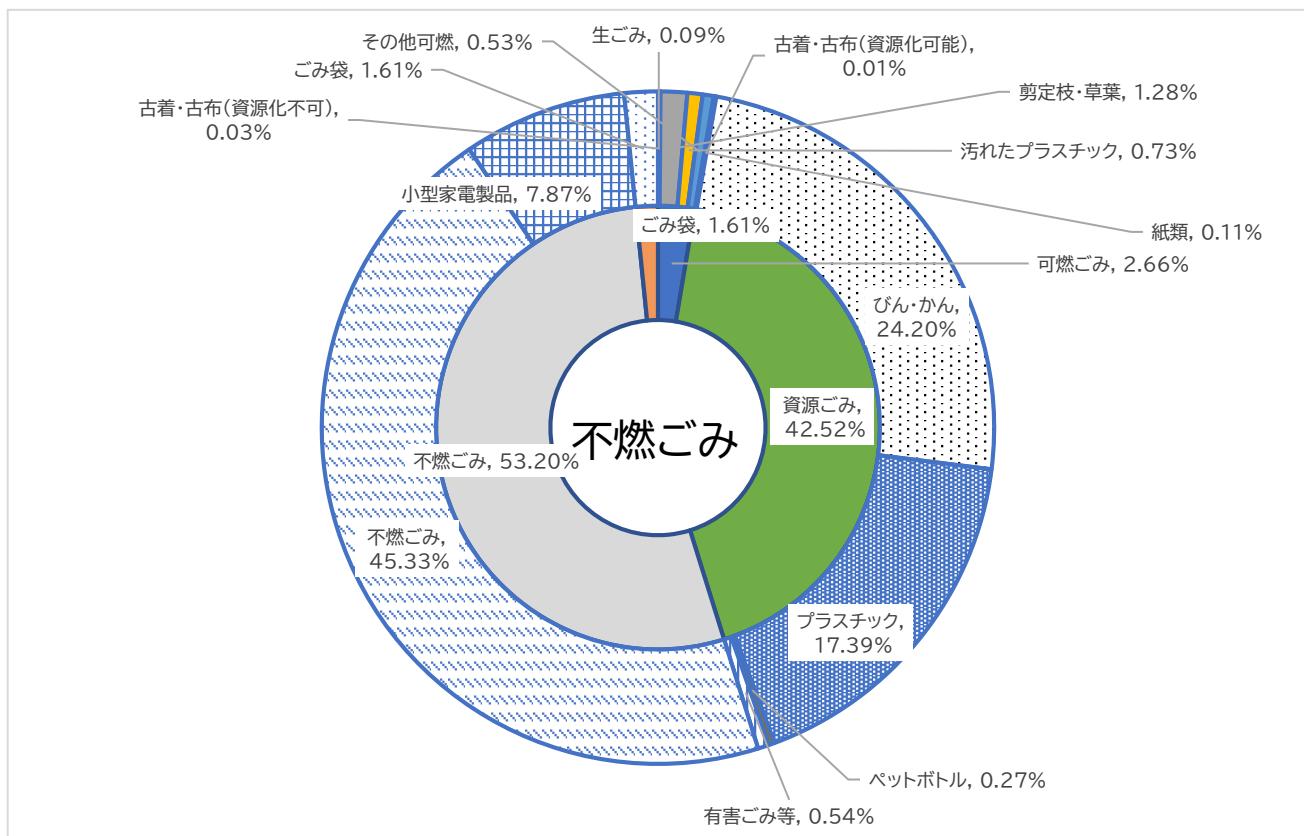


【可燃ごみに関する課題】

- ・可燃ごみの 14.7%が資源となる紙類となっており、資源ごみとして排出するよう周知・徹底する必要がある。
- ・生ごみの中には食品の直接廃棄や食べ残しなどの「食品ロス」が 24.2%含まれており、食品ロス削減策を講じる必要がある。
- ・庭木については、焼却処分しているが、再資源化できる仕組みが構築されている。

(2)不燃ごみ

不燃ごみについては、53.2%が適正に分別されていました。一方、42.5%のごみが資源になりうるごみとなっています。不燃ごみについては、多様な種類のごみが混在しているため、総合クリーンセンターで選別し一部を資源化しています。



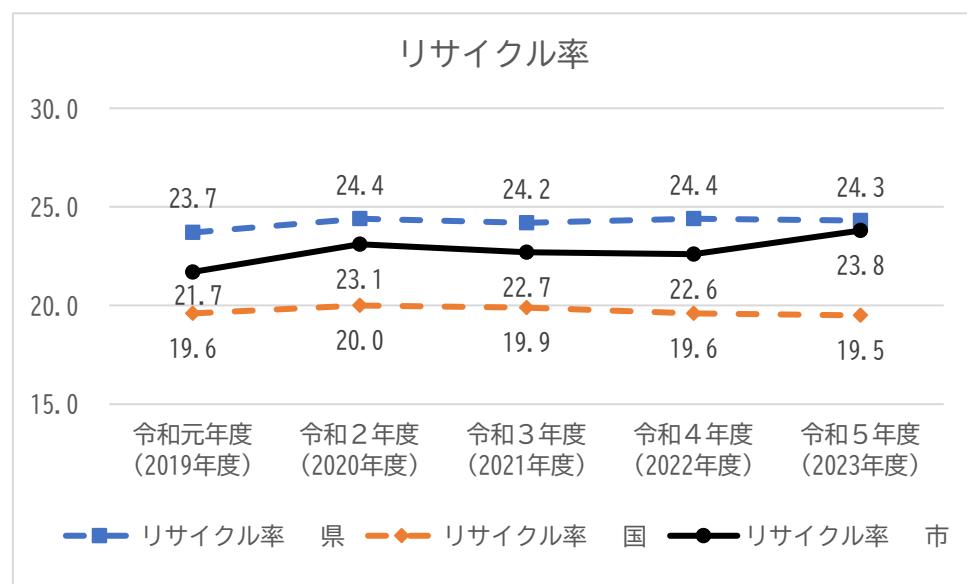
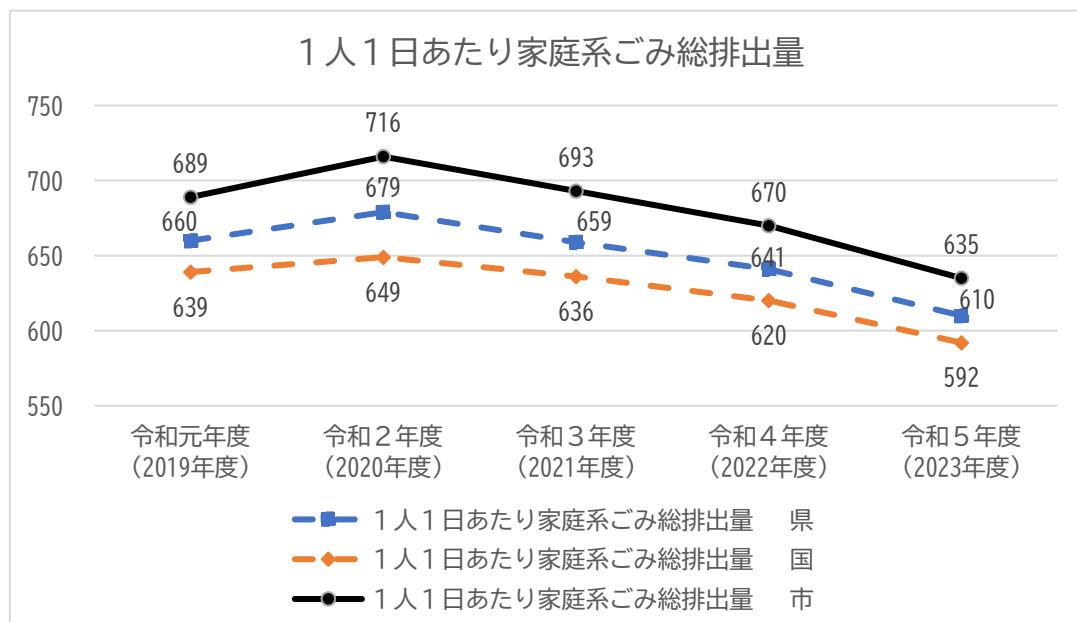
(3)プラスチック・ビニール類

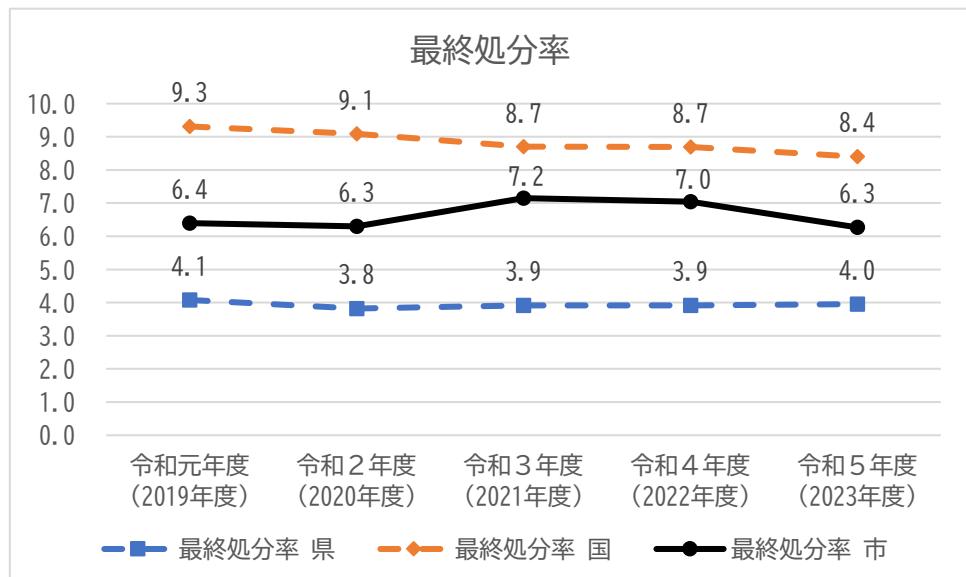
プラスチック・ビニール類については令和5年4月よりプラスチック・ビニール類を一括収集することとしたため、91.2%が適正に分別されていました。

3. 国、県との比較

本市の1人1日あたりごみ総排出量、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量、リサイクル率、最終処分率を国及び埼玉県の数値と比較しました。

比較に当たっては、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」結果を用いています。





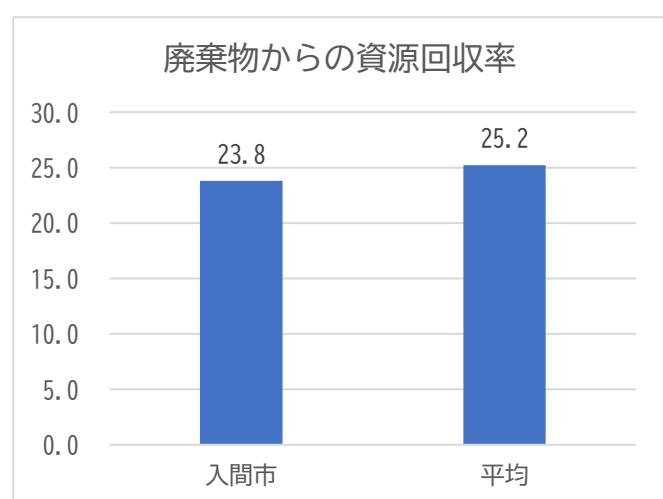
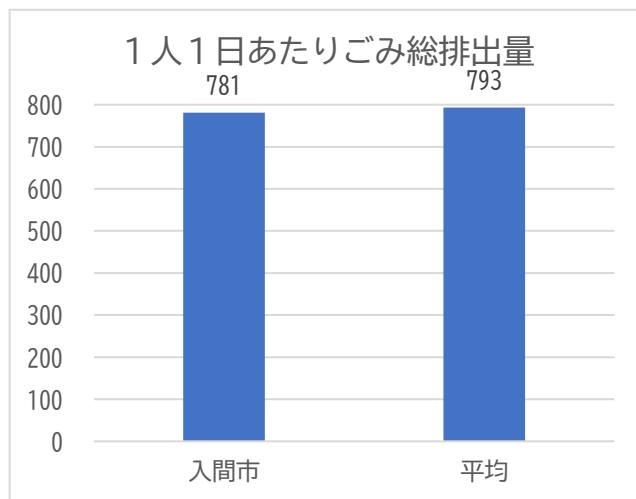
4. 類似自治体との比較

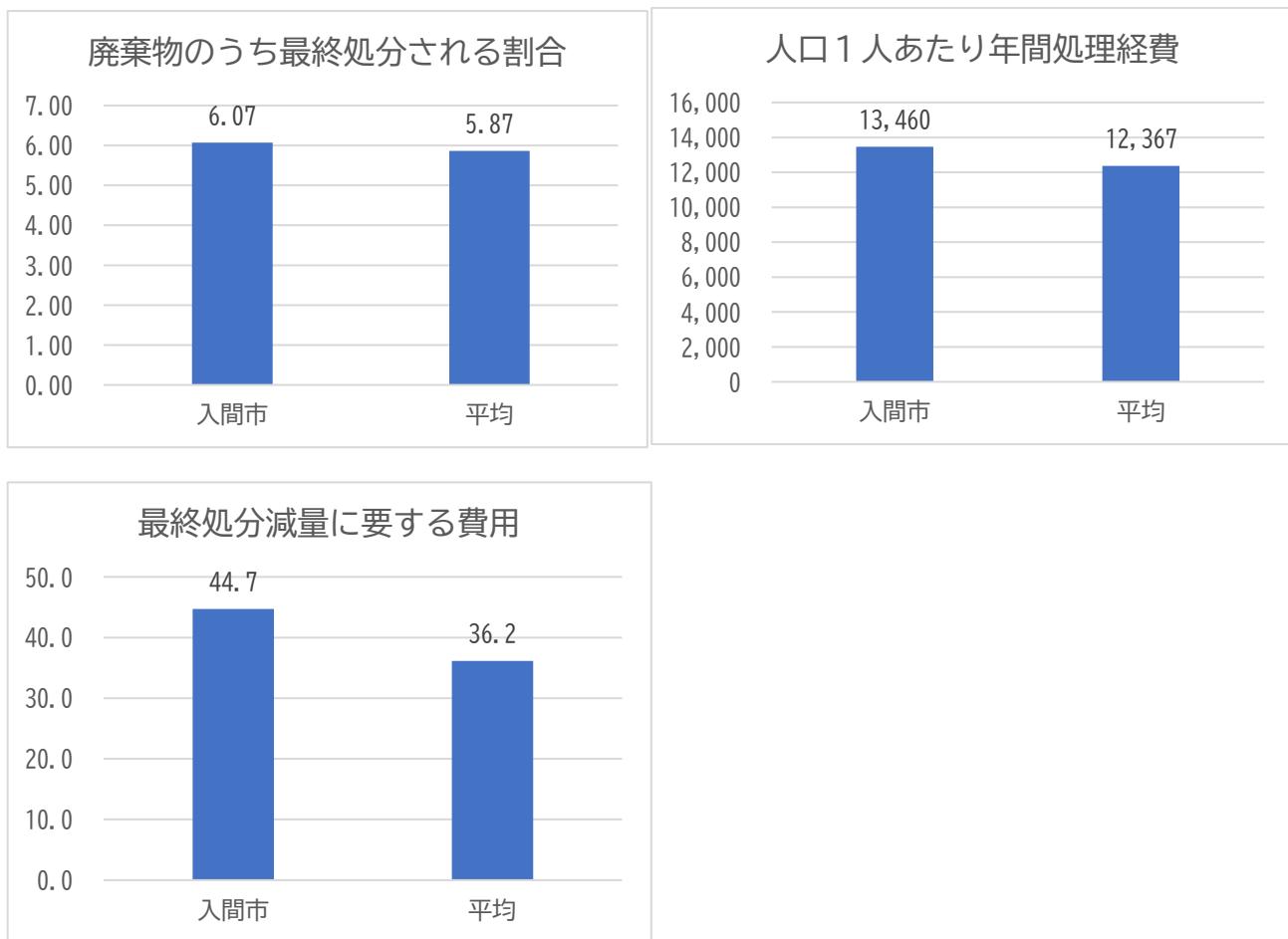
埼玉県内において人口規模 10 万人から 20 万人の 12 市を対象に、ごみの排出、中間処理及び最終処分量の状況について比較し、本市のごみ処理行政の特徴を整理します。

なお、最終処分される割合については、埋立ての最終処分場を有する3市（入間市、加須市、三郷市）を対象に指標値を算出しています。

こうした情報を基に、本市と類似自治体とを比較すると、本市は次のような特徴を持っています。

- 廃棄物の内、最終処分される割合の指標値がやや高くなっています。
- 廃棄物からの資源回収量率は、他市と比較してやや低くなっています。
- 人口1人あたりのごみ総排出量が平均より低い一方、人口1人あたりの年間処理経費、最終処理経費要する経費がやや高くなっています。





5. 中間評価と課題

5-1 ごみ排出量

家庭系及び事業系ごみ量は、令和6年度の実績や過年度からの傾向を踏まえると、令和7年度目標を達成する見込みです。

引き続きごみ減量、資源化に向けた施策を展開し、一層の減量に努めることとします。

5-2 資源化率

資源化率については、令和6(2024)年度実績で目標(27.4%)に達しておらず、過年度からの動向をみても横ばい状態です。資源化率の向上のためには、ごみ総排出量を減らし、資源化物を増やすことが必要です。

ごみ総排出量を減らすには、破碎処理後埋め立て処分している小型家電等の資源化に加え、雑がみや剪定枝のさらなる資源化を検討する必要があります。

なお、本計画での資源化率は、市で収集・処理している資源物を対象にしているため、例えば、スーパーマーケット店頭回収などのように民間事業者による資源物回収に出されることによって資源化率が低くなることも影響していると考えられます。

5-3 中間処理

総合クリーンセンターは、平成 8(1996)年 3 月に供用開始してから 29 年が経過しています。設置時の機能を維持するために、定期点検、定期修繕等の整備を行っていますが、稼働年数が長くなるにつれて老朽化が進んでいます。これまで定期修繕とは別に基幹系の改修工事や長寿命化工事を進めてきました。

今後も当面機能を維持する必要があることから、中長期的な視点で長寿命化計画を策定し、安定したごみ処理を実現します。

また、宮寺清掃センターについては、平成 11(1999)年 4 月の休止から 25 年以上が経過し、構造物の劣化が進んでいるため、解体撤去や跡地活用について検討が必要です。

5-4 最終処分

焼却灰のセメント原料化による再利用を増やしたことにより、最終処分量が減り、目標()に向けて、削減が図られています。最終処分場については、令和 10 年度までは埋め立てを行う計画ですが、将来、新たな処分場の立地は想定していないことから、焼却量をできるだけ減量することで埋め立て量を減らしていく必要があります。

また、最終処分場の閉鎖に向けた調査や計画の策定についても、検討していく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

1-1 基本方針

物質的な豊かさをもたらした大量生産、大量消費の経済社会は、大量廃棄型の社会をもたらしました。

その結果、大量に発生するごみが環境問題や社会問題を生じさせてきました。

このような状況から抜け出すためには、生産から流通、消費しよう、廃棄といった全ての過程において、物質やエネルギーを効率的に利用して天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を構築することが求められています。

のことから、積極的に「リデュース」(発生抑制)や、「リユース」(再利用)に取り組み、ごみの発生量を抑制するとともに、発生してしまうごみは「リサイクル」(資源化)して、焼却、埋め立てを減らし、安全かつ適正に処理していくことが必要です。

世界的な流れをみると、環境分野に限らず、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた活動が積極的に進められています。

令和2(2020)年1月には、令和12(2030)年のSDGs達成のための行動計画「行動の10年(Decade of Action)」がスタートしました。

ごみを減らしていくことは、人間、地球環境にやさしい持続可能な社会の実現につながる第一歩になります。

そこで、本市では下記の基本理念の下で、市民や事業者、行政が様々な場面を利用してごみの減量に取り組み、持続可能な社会の実現を目指します。

ごみを減らして、持続可能な社会の実現

2. 基本施策

(1) ごみの排出抑制

ア 家庭系での取り組み

ごみの減量は、日常的な市民生活の中で展開されるものであり、ライフスタイルの見直しを行っていくなど、市民一人一人が問題意識を持つことや循環型社会を目指す意識を育んでいくことが大切です。

また、具体的なごみ減量行動及びリサイクルの推進を促すため、リサイクルプラザに登録しているボランティアスタッフを中心に、地域や民間との連携を図り、そこから情報発信できる体制の整備、支援施策などの充実を図ります。

さらに、ごみ収集の有料化についても検討を進めます。

イ 事業系での取り組み

事業系ごみの減量化に向けては、事業系ごみ処理手数料改定の検討や、多量排出事業者に対してごみ減量・資源化計画の提出要請を行います。

食品廃棄物の削減の取り組みとして、埼玉県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」や「事業系ごみ削減キャンペーン」と連携して、生ごみの減量や訂正排出の指導を進めていきます。

ウ 環境美化・不法投棄対策

ごみの不法投棄は犯罪です。不法投棄を未然に防止するためには、市民の協力が大切です。

総合クリーンセンターでは、市民の皆様のご協力をいただきながら、各種取り組みを強化して不法投棄ゼロを目指します。

(2) ごみの処理・処分

ア 中間処理施設

現在稼働している中間処理施設(焼却処理施設、破碎処理施設、リサイクルプラザ)は、稼働後29年が経過しています。

引き続き、施設から排出されるガスなどの分析結果を公表するとともに、気密機能検査や定期修繕等を計画的に実施し、適正な管理を継続していきます。

また、新たなごみ処理施設の整備についても本計画期間内に着手し、宮寺清掃センターの循環型施設としての活用についても推進していきます。

イ 最終処分場

現在稼働している最終処分場については、残余容量を適切に把握し、施設の適正な管理を継続していきます。

また、最終処分場については、近い将来、計画した処分量に達する見込みであるため、閉鎖に向けた土地利用計画や、閉鎖後の処分計画について検討することとします。

(3) 災害対策

ア 災害対策

別途策定されている災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理が円滑に実施できるよう、必要な対策を講じます。

(4) 課題研究

ア ごみ関連施策に関する課題研究

ごみに関する課題は、社会環境の変化に伴い、刻々と変化しています。

行政としては、課題や原因を把握するとともに、先行事例を研究して、課題解決に向けた施策を展開します。

新たな施策については、中間見直しの際に計画に反映します。

3. 上位計画の数値目標

3-1 国及び埼玉県の計画

上位計画である国及び埼玉県の計画に示された目標値等を示します。

国及び埼玉県の数値目標

項目	国の設定した目標値		埼玉県の設定した目標値	
計画等	廃棄物処理法の基本方針	循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画
策定年月日	令和7年2月 (2025年)	令和6年8月 (2024年)	令和5年6月 (2023年)	令和3年3月 (2021年)
基になる法律名	廃棄物処理法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法	廃棄物処理法
排出量に係る目標値	目標年次：令和12（2030）年度 〈一般廃棄物〉 排出量を令和4（2022）年度に対し約9%削減する。 家庭系ごみ排出量を約478g/人/日とする。			令和7年（2025）年度 〈家庭系一般廃棄物〉 1人1日あたりの家庭系ごみ ^{※2} 排出量排出量を440g/人/日に削減します。 (平成30年度実績524g/人/日から16%削減。) 〈事業系一般廃棄物〉 451千tにします。 (平成30年度実績535千tから16%削減。)
焼却量に係る目標値		目標年次：令和12（2030）年度 1人1日当たりごみ焼却量を約580gとする。		
再生利用に係る目標値	目標年次：令和12（2030）年度 〈一般廃棄物〉 出口側の循環利用率 ^{※1} を令和4（2022）年度に対し約26%に増加する。		目標年次：令和9（2027）年度 ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率 ^{※1} ） 20%（2020年度実績）から28%	目標年次：令和7年（2025）年度 再生利用率を33.6%に増加します。 (平成30年度実績23.9%から9.7ポイント増加。)
中間処理に係る目標値			目標年次：令和9（2027）年度 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値20%（2020年度実績）から22%にする	
最終処分に係る目標値	目標年次：令和12（2030）年度 〈一般廃棄物〉 最終処分量を令和4（2022）年度に対し約5%削減する。		目標年次：令和9（2027）年度 一般廃棄物 最終処分場の残余年数 2020年度の水準（22年分）を維持する。	目標年次：令和7（2025）年度 1人1日あたりの最終処分量を28g/人/日に削減します。 (平成30年度実績34g/人/日削減。)

3-2 本市の上位計画

本計画の上位計画にあたる第三次入間市環境基本計画では、5つの基本方針と13の基本施策を設けています。そのうち、ごみ処理に関して以下のような方針、施策、目標を定めています。

策定年月日	令和7年3月		
計画の期間	令和7(2025)年度～令和12(2030)年度		
基本方針	基本方針2 循環型社会の推進		
目的	目的1 3R+Renewable の徹底による循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行推進 目的2 ごみの適正処理による公衆衛生の向上		
評価指標と目標	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)
	3R+Renewable の 推進	家庭ごみ排出量(市民 1人あたりの1日の排 出量)	483g/人/日
		事業ごみ排出量(年間 処理量)	7,733t/年
		市で回収したリユース 品としての活用量	28.22t/年
		資源の拠点回収を行 っている店舗等の登 録拠点数	新規 25件
	循環経済(サーキュラ ーエコノミー)への移 行の推進	ごみ資源化率	23%
		家庭系廃食油回収・リ サイクル事業による	1,302kg/年 3,000kg/年
	ごみの適正処理の推 進	不法投棄物撤去重量	61.5t 55t

3-3 本計画の数値目標

取り組みを考慮した排出量の予測及び国、埼玉県の取り組み目標を考慮して数値目標を設定します。

○家庭系ごみ（資源を除く）

【計画策定時】

- ・本市の第4次ごみ減量・資源化に関する行動計画(平成 29(2017)年度～令和 2(2020)年度)では、「目指そう!!ひとり1日100gのごみ減量を掲げています。
- ・国の第四次循環型循環型社会形成推進基本計画による目標は、資源化量を含まない1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約 440g/人/日としています。
- ・本市の令和元(2019)年度の資源化量を含まない1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、544 g/人/日となっています。
- ・これらにより、国と同じ 440g/人/日を目標として設定します。

【現状を踏まえた目標設定】

- ・家庭系ごみについては、令和7年度の目標値を達成する見込みです。
- ・国の廃棄物処理法に基づく基本方針には、令和12年度における資源化量を含まない1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約 478g/人/日としています。
- ・本市の計画における令和 12 年度の目標値は 455g/人/日となっていますので、目標値の変更は行いません。

○事業系ごみ

【計画策定時】

事業系ごみの排出量は前計画で定めた目標値を 10%程度上回っており、前計画のスタート時からほとんど減量が進んでいません。

そこで、取り組みを考慮した排出量予測で示した事業系のごみ排出量を目標として設定します。

この予測値は、事業系ごみに含まれている紙ごみの可燃ごみへの混入防止と不正搬入の指導強化によるごみ減量を見込んだものです。

次回の見直し時点で、十分な減量が進んでいない場合は、取り組みの強化や新たな取り組みの実施を検討していきます。

【現状を踏まえた目標設定】

- ・事業系ごみについては、令和7年度の目標値を達成する見込みです。ただし、現状、令和12年度の目標には達していないため、目標値の変更は行いません。

ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値

区分	家庭系ごみ	事業系ごみ
現状(令和元年度) 2019年度	544g/人/日 ※資源物量 114g/人/日	8,619t/年
計画目標	令和12(2030)年度 455g/人/日 令和17(2035)年度 440g/人/日	令和12(2030)年度 7,409t/年 令和17(2035)年度 6,746t/年

注)事業系資源ごみは市の処理施設へ搬入されない。

○資源化率

【計画策定時】

- ・資源化率については、市の収集以外(スーパーマーケット等での資源回収・製造者等のベンダー回収、地域団体の廃品回収など)への排出も増加しており、近年、市の収集分の資源化率は低下しています。
- ・家庭系可燃ごみに混入している紙類や容器包装廃棄物の分別を強化することにより資源化量は増加し、施策効果を考慮した予測によると、令和17(2035)年度の資源化率の予測値は27.4%となります。

【現状を踏まえた目標設定】

- ・資源化率については、計画策定時から横ばい状態です。
- ・このため、目標設定の変更は行いません。

資源化率の目標値

区分	現状 令和6(2024)年度	事業系ごみ 令和17(2035)年度
資源化率	23.7%	27.4%

○最終処分量

【計画策定時】

- ・最終処分量については、前計画の目標をほぼ達成できています。
- ・埼玉県内の自治体と比較すると、最終処分している割合は大きいものの、最終処分に要する費用は平均的な値となっています。
- ・施策効果を考慮した予測によれば、令和17(2035)年度の最終処分量の予測値は、2,205t/年以下と設定し、この予測値を上回ることがないように、発生抑制に取り組んでいきます。

【現状を踏まえた目標設定】

- ・最終処分量については、目標に向けて減少傾向にあります。
- ・現時点では、目標を達成していないため、目標設定の変更は行いません。

最終処分量の目標値

区分	現状 令和元(2019)年度	事業系ごみ 令和 17(2035)年度
最終処分量 ※1	2,826t/年	2,205t/年以下

※1 最終処分両:資源化できず焼却処理した後に残る可燃物の配分、可燃物・不燃物の燃え残りの量であり、市及び埼玉県の最終処分場への埋立処分量です。

4. 個別施策と目標設定

基本施策に示した「ごみの排出抑制」、「ごみの処理処分」、「災害対策」の3点を実現するため、より具体化した取り組み内容を「個別施策」として示します。また、各施策に係る目標を示します。

4-1 施策の体系

(1) ごみの排出抑制

①家庭系での取り組み

家庭系ごみについては、次に掲げるアからウの取り組みにより排出を抑制します。

現状(令和元年度)の活動結果	今後の活動目標
◆1人1日あたり家庭系ごみ排出量 544g/人/日(※資源除く)	◆1人1日あたり家庭系ごみ排出量 令和12年度 455g/人/日 令和17年度 440g/人/日 (※資源除く)

ア 意識の向上

家庭でのごみの排抑制に向けては、本市の将来を担う子供たちを含め、広く市民にごみ減量の必要性を理解していただくことが重要です。

このため、学校教育との連携、市の広報紙や市公式ホームページ等を利用したごみ行政のPRの充実を図るとともに、行政のみではなくNPO棟の民間団体とも連携しながら、ごみに関する意識の向上を図ります。

取り組み	活動の目標								
・広報紙や市公式ホームページ等を利用したPRの充実	・食品ロス問題や廃棄プラスチック問題などテーマを絞って情報発しをしていきます。								
・ごみ減量・資源化イベントの開催	・ごみ減量・資源化に関する講演会を開催します。 ・市民の方々へのPRの場として、環境フェア、フリーマーケットなどのイベントに積極的に参加していただき、ごみ減量・資源化の啓発活動を行います。								
・学校との連携	・社会体験チャレンジ、ごみ処理施設訪問学習、出前講座、ポスターコンクール出典などを教育委員会と連携して毎年計画的に進めます。 <table border="1"><thead><tr><th>実施事項</th><th>目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>社会体験チャレンジ</td><td>令和12年度 5校 令和17年度 7校</td></tr><tr><td>施設見学</td><td>16校/年</td></tr><tr><td>出前講座</td><td>1回以上/年</td></tr></tbody></table>	実施事項	目標	社会体験チャレンジ	令和12年度 5校 令和17年度 7校	施設見学	16校/年	出前講座	1回以上/年
実施事項	目標								
社会体験チャレンジ	令和12年度 5校 令和17年度 7校								
施設見学	16校/年								
出前講座	1回以上/年								
・NPO等の民間団体との連携の促進	・ごみ減量化等推進協力会での啓発活動とともに、食品ロス関係、リサイクル関係のNPOと連携して、ごみ減量・資源化を進めます。								

イ ごみ排出抑制行動の取り組み

ごみ減量に向けた行動を理解いただくため、リサイクルプラザでの活動に参加を促し、生ごみ処理機に対する補助制度の説明や水切り指導、ごみを出さない生活スタイルへの転換など、実例をあげて紹介します。

これらの取り組みを取りまとめて、「ごみ減量・資源化に関する行動計画」を策定します。

また、ごみ袋の有料化についても検討していきます。

取り組み	活動の目標							
・リサイクルプラザの活用	・循環型社会の構築に向け、リサイクルプラザを情報発信の拠点として、市民ボランティアを中心に各種事業を展開します。 <table border="1"><thead><tr><th>実施事項</th><th>活動の目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>リサイクルの日開催</td><td>10回/年</td></tr><tr><td>各種教室への参加</td><td>3,000人/年</td></tr></tbody></table>		実施事項	活動の目標	リサイクルの日開催	10回/年	各種教室への参加	3,000人/年
実施事項	活動の目標							
リサイクルの日開催	10回/年							
各種教室への参加	3,000人/年							
・生ごみ処理機の購入費補助による普及拡大	・生ごみ処理機の購入者に対して購入費の一部を補助することで、生ごみの家庭内処理を促進し、また、段ボール堆肥化など、様々な方法を紹介し、生ごみの減量及び資源化を図ります。(食品ロス削減計画に記載※) ◆生ごみ処理機購入費補助件数 30基/年(食品ロス削減計画に記載※)							
・家庭系ごみの削減対策の推進	・買い物における枚バッグの利用や、ごみを出さない生活スタイルを推進します。 ◆ごみを出さない生活スタイルを推進 ◆マイボトル等の持参の呼びかけの推進 ◆不要なものはもらわない取り組みの啓発 ◆ごみを出さない買い物の啓発(食品ロス削減計画に記載※)							
・「ごみ減量・資源化に関する行動計画」の作成	・家庭でのごみの削減対策を具体的に記載した「ごみ減量・資源化に関する行動計画」を作成します。(令和3年度策定予定)							
・ごみ袋の有料化の検討	・ごみの減量化に向けて、ごみ袋の有料化について検討しています。各自治体での導入状況や減量効果の確認、本市で実施する場合の制度設計(対象、料金体系、料金徴収方法、手数料の減免等)の検討などを行っていきます。							

ウ リサイクルの推進

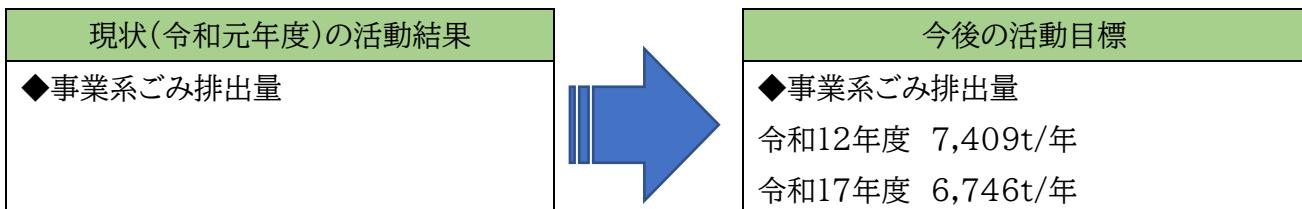
リサイクルを進めることにより、ごみの資源化につながります。そのためには、リサイクル社会が定着するように再生品の利用を促進することが求められています。日常のごみ出しの場面においては、ごみの分別を適切に行うことが重要です。また、地域活動の一環として集団資源回収を活性化していくこともリサイクルの推進に役立ちます。

取り組み	活動の目標
・再生紙使用製品の利用促進	・広報紙やごみ減量・資源化イベントの中で、再生紙の利用の推進をアピールします。
・ごみ分別アプリの活用	・ごみ分別アプリを活用し、分別方法や各種イベント情報の配信を行い、ごみの適正な分別、資源化等を促進します。 ◆分別アプリダウンロード数(累計) 令和12年度 27,000 件 令和17年度 36,000 件
・資源再利用奨励補助の推進	・古紙類、古布類(繊維)等の資源化を推進するため、資源回収登録団体に対して奨励補助を行い、資源再利用の推進を図ります。 ◆登録団体数 200 団体 ◆資源回収量 3,000t/年
・ごみの資源化の推進	・ごみ分別による資源化を推進します。 ◆プラスチック類やペットボトルなどの資源化を推進 ◆混合カレットの資源化を推進 ◆小型家電リサイクル拠点回収(回収ボックス)の設置による資源化を推進 ◆小型家電やリチウムイオン電池の資源化を推進 ◆雑がみリサイクル事業を推進 ◆ごみ焼却灰の資源化の推進 1,000t/年 ◆剪定枝の資源化を推進 ◆家庭用廃食油の資源化を推進

※小型家電リサイクルは「みんなのメダルプロジェクト」終了(平成31年3月)後、リサイクル量は大きく減少しています(平成30年 76t/年⇒令和元年度 6t/年)

②事業系での取り組み

事業系ごみの排出量の目標は、次のとおりです。この目標に向けて、意識の向上、ごみ排出抑制行動、リサイクルの推進の取り組みを進めていきます。



ア 意識の向上

事業系ごみの排出量は、近年横ばいとなっていますが、その原因は事業所においてごみの分別が徹底されていないことがあると思われます。このため、埼玉県と連携し事業系ごみ削減キャンペーンを実施します。また、搬入前の内容物検査を実施し、検査結果については適宜事業者にフィードバックします。

なお、事業系ごみ処理手数料を令和7(2025)年度に検討する予定です。令和7(2025)年度での事業系ごみ排出量が目標を達成できない場合は、搬入検査及び指導をさらに強化していきます。

取り組み	活動の目標
・事業者の一般廃棄物排出抑制の指導	・毎年10月に埼玉県と連携して「事業系ごみ削減キャンペーン」を実施しています。事業系ごみ削減に関する啓発活動(チラシ等の配布)や、総合クリーンセンターにおける搬入物検査などを通じ、事業系ごみの減量・資源化の指導を行っていきます。
・事業系ごみ処理手数料改定の検討	・事業系ごみ処理手数料について、前回の改定から10年が経過する令和7(2025)年度以降、事業系ごみの排出抑制状況や処理費用を踏まえ、料金改定を検討します。

イ ごみ排出抑制行動の取り組み

事業所でのごみの削減対策として、大量排出事業者に対し、減量計画書の提出を求め、適正な排出に向けて始動していきます。また、収集許可事業者へも排出元へ分別を徹底するよう指導していきます。

取り組み	活動の目標
・多量排出事業所に対してごみ減量・資源化計画書の提出を要請	・多量排出事業者に対してごみ減量・資源化計画書の提出を要請し、ごみの減量・適正排出に向けての指導を行っていきます。

ウ 食品廃棄物の削減

埼玉県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」への参加を促進し、事業者による食品廃棄物等の削減など、新たな取り組みを推進していきます。

取り組み	活動の目標
・埼玉県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」への参加を啓発	・埼玉県では、食品ロスや食品廃棄物を減らす取り組みとして、「彩の国エコぐるめ事業」を実施しています。市はこの取り組みに賛同し、「入間市食品衛生協会」及び「入間市飲料業組合」と協働で「彩の国エコぐるめ事業」への登録店舗数を増やし、市民へ食品ロス関係の啓発を行います。(目標:登録店舗数 60店舗)

③ 環境美化・不法投棄対策

ア 環境美化・不法投棄の防止

不法投棄されたごみは、その処理に多くの費用がかかり、他人の財産や権利、健康な生活を

侵害し、魅力的な景観を損なうばかりではなく、悪臭、土壤・地下水・河川の汚染など環境に悪影響を及ぼします。したがって、不法投棄監視パトロールを行うほか、郵便局と協定を結び不法投棄監視の協力をお願いしたり、警察と連携し不法投棄されたごみの中から犯人の特定につながるものを探ったり、巡回を依頼するなどの取り組みを依頼するなどの取り組みを行っています。また、生活環境を守る観点から実施している市民清掃デーにおいても、不法投棄防止に向けた啓発活動を実施していきます。それらの取り組みを今後より強化して、不法投棄ゼロに向けた努力していきます。

取り組み	活動の目標
・不法投棄監視パトロール実施の強化	・市では不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロールを強化していきます。
・郵便局、警察との連携による不法投棄の監視、巡回の実施	・市だけではなく郵便局と協定を結んで不法投棄の監視に協力してもらいます。 ・警察と連携して犯人特定や巡回に協力してもらいます。
・市民清掃デーによる環境美化活動、不法投棄防止に向けた啓発の実施	・入間市連合区長会と市の共済で市民清掃デーを開催し、街中の環境美化活動に努めます。また、清掃活動を通じて不法投棄防止の啓発も実施していきます。

食品ロス削減推進計画

令和6年度に実施したごみ組成調査によれば、生ごみ(厨芥類)の中には、直接廃棄 14.1%、食べ残しが 10.1% (合計 24.2%) の食品ロスが含まれています。

日本の食品ロスは世界の食糧援助量の約2倍、1人当たり毎日お茶碗1杯分といわれています。

また、生ごみの 7 割から8割は水分であり、焼却には化石燃料など多くのエネルギーが必要となります。

こうした状況を踏まえ、本市では、家庭でできる生ごみ減量として、使い切り・食べきり・水切りによる減量や、堆肥化による減量を意識啓発とともに推進するとともに、生ごみ処理機の普及を図ります。

市民の食品ロス削減については、食品ロス削減の重要性について市民の理解と関心を増進するため、地域での説明会や教育や学習の場を提供していきます。また、食べきり・持ち帰りによる食べ残しをなくす意識啓発や、食品を買い置きして食べたたらその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知等、食育に関する取り組みと連携しながら、食品ロス削減を推進していきます。

事業者の食品ロス削減については、30・10(さんまるいちまる)運動の啓発や、消費・賞味期限前の販売促進や、消費者のニーズに合わせた小分け商品や小盛メニューの提供などを促進します。

取り組み	活動の目標
家庭でできる生ごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none">・生ごみの水切り、堆肥化の推進・生ごみ処理機の購入に対する奨励金の交付
市民の食品ロス削減	<ul style="list-style-type: none">・食品ロス削減に関する教育や学習の場の提供・食品ロス削減月間や外食時の食べきり・持ち帰り等の推進・「ローリングストック法」の周知
事業者の食品ロス削減	<ul style="list-style-type: none">・「彩の国エコぐるめ事業」登録店舗の増加・30・10(さんまるいちまる)運動の啓発・消費・賞味期限前の販売促進・消費者のニーズに合わせた小分け商品や小盛メニューの提供などの促進
埼玉県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」への参加を啓発	<ul style="list-style-type: none">・埼玉県では、食品ロスや食品廃棄物を減らす取り組みとして、「彩の国エコぐるめ事業」を実施しています。市はこの取り組みに賛同し、「入間市食品衛生協会」と「入間市飲料業組合」と協働で「彩の国エコぐるめ事業」への登録店舗数を増やし、市民へ食品ロス関係の啓発を行います。(目標:登録店舗数 60 店舗)

(2) ごみの処理・処分

① 中間処理施設

ア 中間処理施設の適正管理

現行施設は稼働から約 29 年が経過し、設備機器の多くが既に耐用年数を迎えていました。この施設を良好な状態で稼働させるため、平成 22(2020)年度に総合クリーンセンター延命か計画を策定し、平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度まで延命か事業を実施してきました。また、ごみ焼却施設から発生する排気ガスの分析結果等を公表するとともに、設備機器の精密機能検査、定期修繕等を継続して実施し、適切な管理を継続的に実施していきます。

取り組み	活動の目標
・ごみ焼却施設からの排気ガスの分析結果の公表	・排気ガスの分析を1年間に1回実施し、その結果については市公式ホームページに公開していきます。
・設備機器の精密機能検査、定期修繕等の実施	・施設を良好な状態で保つため、精密機能検査、定期修繕等を計画的に実施していきます。

イ 新たなごみ処理施設整備に関する調査研究

新たなごみ処理施設の整備に向け、調査研究を実施します。

取り組み	活動の目標
・新たなごみ処理施設整備に向けての調査研究	・ごみ排出量の変化や最新のごみ処理施設の機能など新施設の整備に向けての調査研究を行います。 ・整備には膨大な費用がかかるため、公共施設マネジメントにおける財政計画を踏まえると当面は既存施設の長寿命化を前提とし、再整備に向けては運用面を含めて、民間活力の活用、近隣自治体との広域連携の可能性についても研究していきます。

ウ 宮寺清掃センターの循環型施設としての活用

宮寺清掃センターは、洗剤、ペットボトルの圧縮・梱包、カレット・廃電池・古布の選別などの業務を行っています。今後、施設の解体・撤去の方法や循環型施設としての活用などについて検討していきます。

取り組み	活動の目標
・宮寺清掃センターの循環型施設としての活用	・安全な解体・撤去の方法や循環型施設としての活用方法について検討します。

② 最終処分場

ア 最終処分場の適正管理

最終処分場に残余量を適時把握し、埋め立て可能年数を算定します。また、付帯施設の適正な維持管理を行います。

取り組み	活動の目標
・最終処分場の残余容量の把握と適正な管理の実施	・最終処分場の残余容量の的確な把握と水処理施設を含めた施設の適正な管理を実施します。

イ 最終処分場の閉鎖と閉鎖後の処分方法の検討

最終処分場の閉鎖と閉鎖後の処分方法を検討し、計画を策定します。

取り組み	活動の目標
・最終処分場の閉鎖と閉鎖後の処分方法の検討	・最終処分場の閉鎖と閉鎖後の処分方法を検討し、計画の策定に取り組みます。

(3) 災害対策

①災害対策

ア 災害廃棄物対策の推進

別途策定している災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理が円滑に実施できるよう対応していきます。

取り組み	活動の目標
・教育訓練の実施	・災害時の収集・処理を可能とするような適切な教育訓練を実施します。
・情報の更新	・組織体制や備蓄物、協定等に「関する情報を適宜更新します。
・災害時における廃棄物収集運搬体制の確立	・災害時、ごみやし尿の収集など応急的対策を的確かつ迅速に実施できる体制を確立します。
・災害廃棄物の一時保管場所(仮置き場)の確保	・災害時、がれき類などの災害廃棄物の一時保管場所を確保することで、市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現します。
・埼玉県、近隣自治体及び各種関係団体との連携	・埼玉県をはじめ、近隣自治体及び各種関係団体等と広域的な連携体制を構築します。

(4) 研究課題

次に掲げる研究課題については、予算等を含め研究していきます。

① ごみ関連施策に関する課題研究

ア 効果的な情報伝達方法の調査・研究

人が集まる各種イベント会場でのごみに関する情報発信のみではなく、SNSの活用や市職員が市民のもとへ出向いて情報提供を行う方法など、効果的な情報伝達の方法について調査・研究を進めます。

具体的には、他の自治体で実施している事例などを参考にして本市の実情にあった方法を採用することとします。

イ 家庭系・事業系ごみの組成調査の効率的実施方法に関する調査・研究

ごみの減量及び資源化を進めていくためには、ごみの排出状況(ごみの組成)を的確に把握して行くことが重要です。

家庭系ごみは居住者の特性(年齢構成、世帯人数、家屋形態など)により組成が異なります。また、事業系ごみは業種によって排出されるごみの組成が大きく異なります。このため、ごみの組成調査については、本市に適した効果的な実施方法を調査研究していきます。具体的には、令和7(2025)年度までに家庭系のごみ、令和 12(2030)年度までに事業系の組成調査を実施し、令和13(2031)年度以降に取りまとめていきます。

ウ 高齢者のごみ出し支援等に関する調査・研究

高齢者のごみ出し支援に関しては、「入間市見守りボランティア事業」の一環として対応しています。

この事業が円滑に進展するように、先進事例を研究するとともに、事業内容の広報を行って「見守り協力員」を募集し候補人材を増やす方法を研究していきます。

エ 民間ベースの資源化状況の把握に関する調査・研究

ビン・缶・ペットボトル、食品トレイ、古紙(製品プラスチックを除く)などの資源物は、市の収集以外に、スーパー等の店舗での回収や自動販売機脇でのベンダー回収、地域団体が行う廃品回収など多様な回収方法が存在します。

このため、市の収集による上記資源部の資源化は年々減少していますが、市域全体で資源化率が低下しているかは、これらの民間回収による資源化量も含めて把握する必要があります。

その結果をみて、対応策を検討することになりますが、店頭での回収やベンダー回収については、市域外から持ち込まれていることや、民間事業者が回収量を把握できているかなど、回収量の把握には課題も多いため、先進事例を参考にして把握方法について研究していきます。

オ プラスチック資源循環戦略への対応に関する調査・研究

国は、プラスチック資源の有効利用や海洋プラスチックごみ問題等の課題へ対処し、持続可能な社会の実現に向けて「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

戦略の中には、令和 12(2030)年までに、プラスチック製容器包装の6割をリユースまたはリサイクルすること、令和 17(2035)年までにすべての使用済みプラスチックをリユースまたはリサイクルする(技術的経済的な観点から難しい場合には熱奇襲も含め 100%有効活用する)目標を掲げています。

本市でもプラスチック資源の 100%有効利用を目指していくことと市、国が発するプラスチック資源のリユース・リサイクルに関する情報や、先進自治体の情報を収取し、本市にとって有効な方法を研究していきます。

第5章 生活排水処理計画

1. し尿及び浄化槽汚泥処理の現状

1-1 し尿処理及び浄化槽処理の実績

し尿収集人口は、平成27年度から令和6年度までの10年間に○○人(○○%)減少しています。また、同様に浄化槽処理人口はこの10年間で○○人(○○%)減少していますが、し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量は、この10年間でほぼ横ばいで推移しています。

理由としては、従来から用いられているトイレ排出のみを処理する単独処理浄化槽から、トイレに加え台所や風呂などの生活排水も処理する合併処理浄化槽の普及により、排出される汚泥の量が増加したことや、下水道の処理区域外に住宅や民間施設ができたことにより、合併浄化槽の需要が増えたものです。

1-2 収集体制

し尿及び浄化槽汚泥については、下表の収集・運搬体制により実施されています。

収集・運搬体制

区分	体制
し尿	許可
浄化槽汚泥	許可

1-3 処理施設

(1) し尿処理施設

施設名称	入間西部衛生組合清掃センター	
所在地	日高市大字上鹿山 792-4	
稼働年度	昭和 56(1981)年度	
し尿処理施設	処理対象	し尿、浄化槽汚泥
	処理方式	固液分解・希釀下水道放流
	脱臭処理	薬液洗浄+活性炭吸着
放流先	日高市公共下水道	

(2) 下水道施設

本市の公共下水道事業は、昭和46(1971)年に単独公共下水道として事業認可を得ましたが、同年12月に埼玉県の荒川右岸流域下水道へ加入して流域関連公共下水道に計画変更を行い、その後数次にわたり事業認可区域を拡大してきました。

①管きよ施設

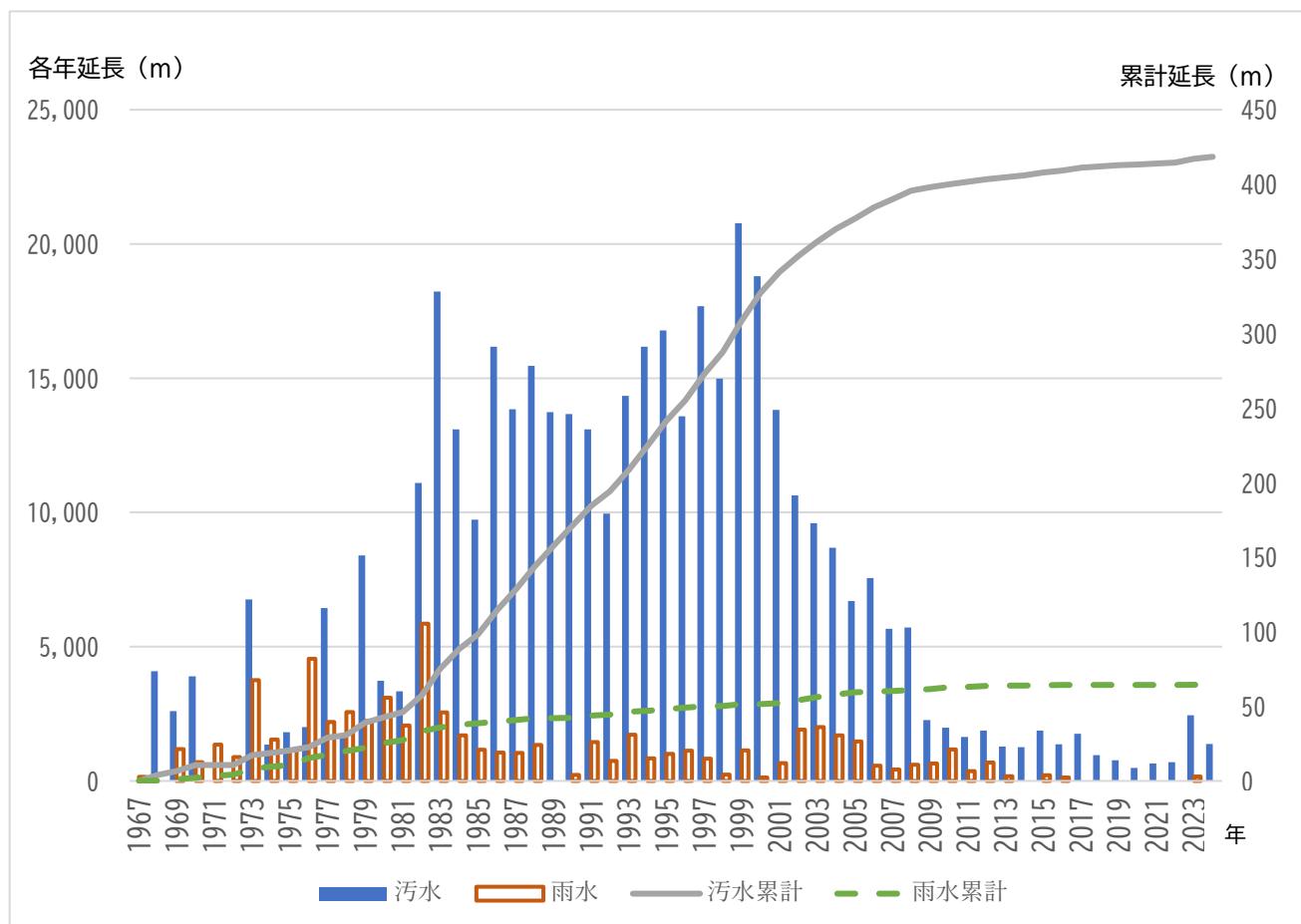
本市の下水道普及率と下水道管きよ施設(汚水・雨水)の整備延長の推移を示します。污水管の整備は、昭和 57(1982)年頃より本格化し、平成 11(1999)年には年間 20,000mを超える整備が実施されましたが、その後、整備延長は徐々に減少傾向にあります。

下水道（汚水）普及率

行政面積 (ha)	行政人口① (人)	処理面積 (ha)	処理人口② (人)	普及率②/① (%)	公共下水道 水洗化率(%)
4,469.0	144,880	1,607.8	126,749	88.7	98.1

令和 7 年 3 月 31 日実績

下水道（汚水・雨水）管きよの整備延長



令和 7 年 3 月 31 日実績

②未処理場

埼玉県が運営する下水道処理場の概要を以下に示します。

下水道終末処理場の概要

施設名称	新河岸川水循環センター	
所在地	埼玉県和光市新倉 6-1-1	
事業着手年月	昭和46(1971)年12月	
処理開始年月	昭和56(1981)年4月	
全体計画	処理能力	789,900 m³/日 11 系列
	処理区域内人口	1,574,090 人
現況 令和 5 年度末	処理能力	732,100 m³/日 6 系列
	処理区域内人口	1,645,519 人
	凝集剤添加循環式硝化脱窒素法+急速ろ過法	
放流先	1級河川 荒川	

出典:埼玉県の下水道 2024

2. 生活排水処理の基本方針

生活排水の処理は、公衆衛生の改善から始まりましたが、その後は公共下水道の水質保全及び生活環境の向上を目的として、生活排水を適正に処理するための施設整備が行われています。本市の市街化区域においては、公共下水道を中心に、市街化調整区域では合併処理浄化槽による整備が進められています。

このような背景から、し尿は減少するものの、浄化槽汚泥は引き続き発生します。

3. 生活排水処理の予測

生活排水処理は、公共下水道の推進及び合併処理浄化槽の整備推進により、下水道水洗化人口及び合併処理浄化槽人口は増加しますが、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口は減少すると考えられます。生活排水処理の予測を以下に示します。

生活排水処理形態別人口の予測

区分	単位	実績	予測
		○○年	○○年
① 行政人口	人		
② 生活排水処理人口	人		
	1) 公共下水道人口	人	
	2) 合併処理浄化槽人口	人	
③ 単独処理浄化槽人口	人		
④ 非水洗化人口	人		
生活排水処理率(②÷①)	%		

4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は以下のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市、県
合併処理浄化槽	し尿及び栄養雑排水	個人
単独処理浄化層	し尿	個人

5. 生活排水処理基本計画

5-1 計画の目標

(1) 処理の目標

本市から発生する全ての生活排水を段階的に処理施設で処理することを目標とします。また、公共下水道事業の推進状況及び地域の状況を考慮し、適正な処理方法を採用します。

(2) 生活排水を処理する区域

本市の生活排水を処理する区域は、公共下水道で処理する区域と、合併処理浄化槽で処理する区域とに大別されます。

公共下水道で処理する区域は、公共下水道基本計画のとおりとします。

合併処理浄化槽で処理する区域は、公共下水道基本計画区域で当面整備されない区域とします。

(3) 施設整備計画

公共下水道の整備については、市街化区域を優先的に推進します。

当面、公共下水道が整備されない区域は、合併処理浄化槽の整備を支援します。

5-2 処理計画

(1) 収取・運搬計画

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理することはもちろん、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるための計画的な収集を行います。

(2) 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、入間西部衛生組合(構成自治体：入間市、日高市)が所管するし尿処理施設において適正処理に努めます。

(3) 最終処分計画

水処理過程から発生するし渣・汚泥は、脱水後、民間施設で再利用しており、今後も適正に処分してまいります。

(4) 将来計画

人口動向等社会情勢の変化に合わせて、次世代の計画を今後検討する必要があります。

第6章 計画の進行管理と推進体制

本計画の基本方針である「ごみを減らして、持続可能な社会の実現」を目指すためには、計画の進行管理が重要です。このため、実現に向けた数値目標や各施策に個別目標を設定して進捗状況の把握・評価を行います。

また、適正な進行管理を行うため、市として評価するとともに、廃棄物減量等推進審議会をはじめ、市民や事業者、民間団体からの意見や提言を受け、評価を行います。

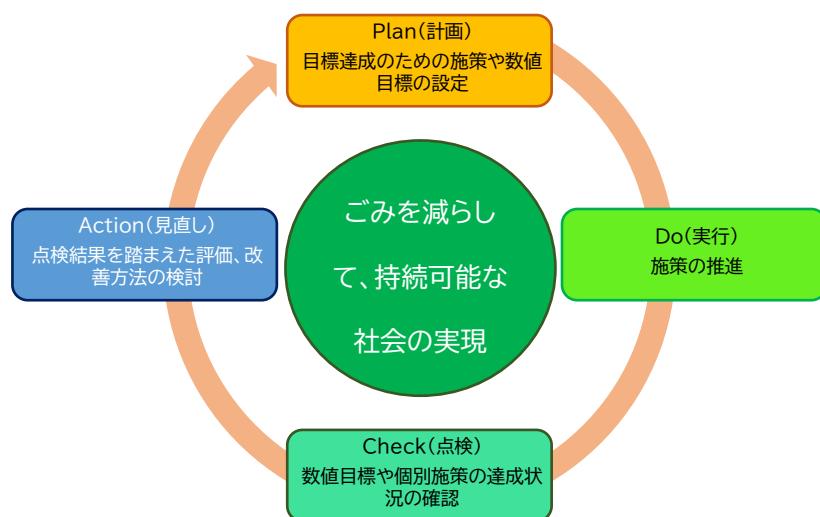
1. 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルの仕組みを用いて数値目標や個別施策の目標を用いて進捗状況の把握・評価を行います。

なお、市民、事業者、行政の協働によるごみの減量や環境負荷の軽減を推進するためには、ごみ減量に向けた取り組みや、ごみ処理に関する現状などの情報を共有する必要があります。

このため、市公式ホームページや冊子(ごみについて考える)などを活用して、ごみ処理の現状、数値目標や個別施策の進捗状況に関する情報を分かりやすく発信することとします。

また、PDCA サイクルによる計画の進行管理については、計画期間(15年間)における5年ごとの中期的な達成状況の確認・評価に加え、単年間ごとの短期的な進捗確認を行い、5年ごとに計画の見直し(時点修正)を行うこととします。



サイクル	主な評価項目	見直しの内容
短期サイクル(单年)	個別施策	個別施策の進捗状況を確認し、次年度に向けて実務の見直しを行います。
中期サイクル(5年)	個別施策	個別施策の達成状況を確認・評価し、本計画の見直しを行います。

2. 個別施策の目標を利用した進行管理

2-1 現状や取組状況の確認・評価

ごみ処理の現状や市、市民、事業者の取組状況について、数値目標を定め個別施策の進捗状況や達成状況について、確認評価します。

取組状況を集約・整理した上で、廃棄物減量等推進審議会をはじめ、市民、事業者、民間団体等から意見・提言を受けます。

2-2 年次報告書の作成

ごみ処理の現状や市、市民、事業者の取組状況を年次報告書(ごみ減量・資源化に関する行動計画報告書、ごみ減量推進事業報告書等)として作成します。

年次報告書は分かりやすいものとし、市民や事業者の環境に対する理解を深め、自発的な行動を促すために役立つものとなるよう工夫します。

3. 計画の推進体制

3-1 入間市廃棄物等減量審議会の役割

入間市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量、適正な処理に関する基本的事項について調査・審議を行い、意見・提言を行います。

3-2 入間市ごみ減量化等推進協力会の役割

入間市ごみ減量化等推進協力会は、快適で住みよい環境づくりを推進するため、ごみ減量化、再利用及び再資源化、その他のごみの適正な処理に関する市の施策に協力し、また、意見・提言を行います。

資料編

1.〇〇
